

# 災害予防計画



# 災害予防計画

第1章	災害に強いまちづくり .....	1
第1節	都市の防災機能の強化 .....	1
第1	市街地の整備 .....	2
第2	防災空間の確保 .....	3
第3	市街地の水害対策 .....	5
第4	道路及び橋りょう等の災害予防対策 .....	5
第2節	建築物等の安全対策 .....	8
第1	建築物等の耐震対策 .....	9
第2	応急危険度判定制度の整備 .....	11
第3	建築物等の防火・安全化対策 .....	11
第3節	水害予防対策 .....	13
第1	河川対策 .....	14
第2	下水道整備 .....	15
第3	その他の施設の維持補修 .....	16
第4節	土砂災害予防対策 .....	17
第1	土砂災害予防対策 .....	17
第2	宅地防災対策 .....	18
第3	土砂災害防止法(平成13年4月1日より施行) .....	19
第5節	津波災害予防対策 .....	20
第1	海岸保全事業等の実施 .....	21
第2	避難施設の整備 .....	21
第3	津波情報伝達体制の整備 .....	22
第4	津波避難計画の策定等 .....	22
第5	津波に関する知識の普及啓発及び津波訓練の実施 .....	24
第6	福島県沿岸地震・津波対策連絡会への参加 .....	24
第6節	火災予防対策 .....	26
第1	出火の防止対策 .....	27
第2	初期消火体制の整備 .....	28
第3	火災の拡大防止 .....	28
第4	消防力の強化 .....	29
第5	広域応援体制の整備 .....	31
第6	救助・救急体制の整備 .....	31
第7節	危険物等災害予防対策 .....	32
第1	危険物施設災害予防対策 .....	33

第2	市長等の措置要領	33
第3	高圧ガス災害予防対策	34
第4	火薬類災害予防対策	34
第5	毒物劇物災害予防対策	34
第6	放射線災害予防対策	34
第8節	文化財等災害予防対策	35
第1	文化財保護意識の普及啓発	35
第2	防災設備等の整備強化	36
第3	火災予防体制の強化	36
第4	予防査察の徹底	36
第5	訓練の実施	36
第9節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	37
第1	整備すべき施設	37
第2	整備方針	38
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策への備え</b>	<b>39</b>
第1節	防災組織の整備・充実	39
第1	市の防災組織	39
第2	防災関係機関の防災組織	40
第3	消防団	41
第4	自主防災組織	41
第5	応援協力体制の整備	41
第6	防災拠点施設等の整備	42
第7	業務継続計画の整備	43
第2節	情報収集伝達体制の整備	44
第1	災害通信施設の整備	44
第2	その他の通信網を活用するための訓練等	45
第3	通信手段の周知	46
第4	情報収集伝達体制の整備	46
第5	災害時の広報・公聴体制の整備	47
第3節	救出救助体制の整備	49
第1	救出体制の整備	49
第2	救出用資機材の整備	50
第3	市民への知識普及	50
第4節	医療(助産) 救護・防疫体制の整備	51
第1	医療(助産) 救護体制の整備	51
第2	防疫対策	53

第5節 避難施設・体制の確立	54
第1 避難施設等の選定・整備	54
第2 避難誘導體制の整備	57
第3 学校、病院等施設における避難計画	58
第4 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知	59
第6節 緊急輸送路等の環境整備	60
第1 陸上輸送路の環境整備	60
第2 航空輸送の環境整備	61
第7節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備	62
第1 食糧、生活物資の調達及び確保	62
第2 飲料水の確保	64
第3 防災資機材等の整備	65
第8節 清掃体制の整備	67
第1 廃棄物処理体制の整備	67
第2 し尿収集体制の整備	68
第3 応援協力体制の整備	69
第9節 ライフライン施設災害予防対策	70
第1 上水道施設災害予防対策	71
第2 下水道施設災害予防対策	71
第3 電力施設災害予防対策	72
第4 ガス施設(都市ガス) 災害予防対策	73
第5 ガス施設(簡易ガス) 災害予防対策	73
第6 ガス施設(LPガス) 災害予防対策	74
第7 鉄道施設災害予防対策	75
第8 電気通信施設災害予防対策	75
第10節 災害に関する調査研究の推進	77
第1 ハザードマップ等の整備	77
第2 災害関連情報の蓄積と活用環境の整備	77
第3 災害復興まちづくりの研究	78
第11節 災害時相互応援協定の締結	79
第1 自治体間の相互応援協力	79
第2 民間事業者・団体との災害時応援協定	80
第3 応援協定の公表	81
第4 連絡体制の整備	81
<b>第3章 市民の防災活動の促進</b>	<b>82</b>
第1節 防災教育の推進	82

第1	一般市民に対する防災教育(防災知識の普及啓発)……………	82
第2	防災上重要な施設における防災教育……………	84
第3	防災対策要員に対する防災教育……………	85
第4	学校教育における防災教育……………	86
第5	社会教育における防災教育……………	87
第2節	防災訓練の充実……………	89
第1	総合防災訓練……………	89
第2	個別訓練……………	91
第3	事業所、自主防災組織及び市民等の訓練……………	93
第3節	自主防災組織等の育成……………	94
第1	自主防災組織の育成指導……………	94
第2	自主防災組織の編成基準……………	95
第3	自主防災組織の活動……………	96
第4	事業所等の自主防災体制の強化……………	98
第4節	災害時要援護者の安全確保……………	99
第1	社会福祉施設における対策……………	99
第2	在宅の災害時要援護者への対策……………	101
第3	避難行動要支援者名簿の作成……………	102
第4	避難所における災害時要援護者支援……………	106
第5	外国人及び市外からの来訪者に対する防災対策……………	106
第5節	ボランティア等との連携……………	107
第1	受入れ体制の整備……………	107
第2	人材の育成……………	108
第3	活動支援体制の整備……………	108

# 第1章 災害に強いまちづくり

## 第1節 都市の防災機能の強化

担当	市長公室、総務企画部、各区地域振興課（G）、市民生活部、区市民生活課（G）、建設部、各区建設課（G）、原町区都市整備課、経済部、各区産業課（G）南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	--

### ○基本方針

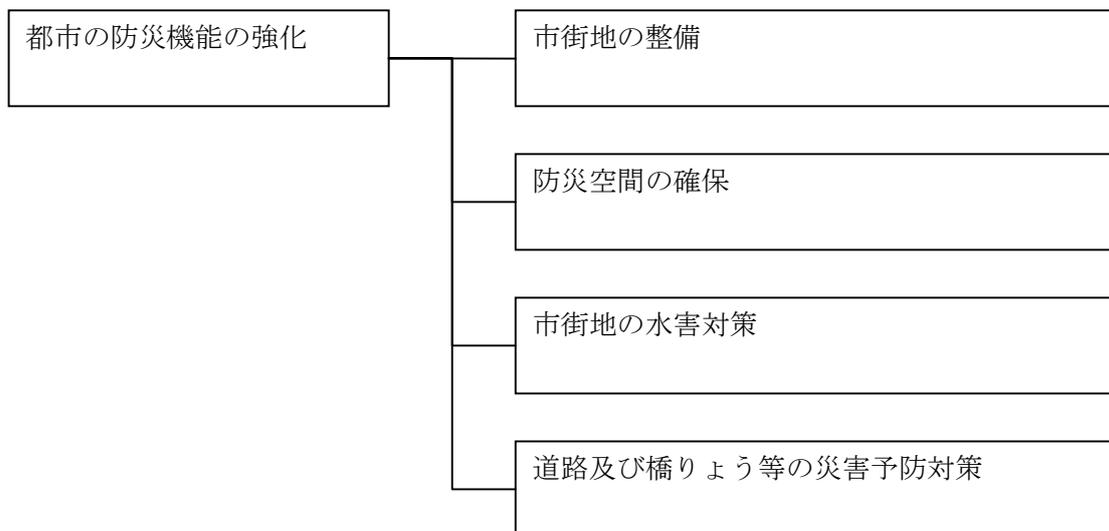
都市において災害が発生した場合、市民の生命、財産が危険にさらされるおそれがあることから、市は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難路及び輸送路の確保、さらには既成市街地の再開発等による総合的な防災施設の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

### ○現況と課題

土地区画整理事業が施行された一部の地区を除いた既成市街地では、都市基盤施設の整備が遅れ、幅員4m未満の狭隘道路や袋小路が多く残っている。このような地域では、地震や都市火災などが発生した際に、避難場所が不足したり沿道建物等の倒壊に伴う道路閉塞により、市民の避難が困難となる危険性が高い。

また、現在の用途地域の周辺において下水道や都市公園などの都市基盤施設が未整備のまま、市街化が進行中であり、災害危険性の高い市街地が形成されるおそれがある。実際、市街化の進行に伴う土地の保水機能の低下により、集中豪雨などの大量降雨の際には、市街地において、頻繁に内水氾濫による浸水被害が発生している。

## ○施策の展開



## 第1 市街地の整備

市は、市民合意を得ながら、南相馬市総合計画、各区都市計画マスタープラン等に基づき、長期的な視野に立ち、市街地の不燃化や浸水危険性の低い地域を居住地域となる土地利用、避難場所・避難路となる公園・道路等の都市基盤施設の効果的整備による防災空間の確保など都市防災機能の強化を図り、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進する。

### 1 市街地の面的整備

#### (1) 防災関連施設の整備

道路・公園等の防災関連施設が整わないまま市街化された地域については、各区都市計画マスタープランなどに基づき、民間の建築活動を適切に誘導し、建物の防火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等の施策推進に努める。

#### (2) 土地区画整理事業の推進

県道浪江鹿島線などの幹線道路沿道や既成市街地及び用途地域周辺の地域において、無秩序な市街化や土地利用混在の防止、良好な住宅用地の供給、都市基盤施設の整備や生活環境の整備改善とあわせて、都市災害の防止を図るため、土地区画整理事業を推進する。

#### (3) 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

## 2 市街地における不燃化の促進

### (1) 防火・準防火地域の指定

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

#### ① 防火地域の指定

商業地域については、防火地域の指定を検討する。また、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を検討する。

#### ② 準防火地域の指定

容積率 300 パーセント以上の区域は、準防火地域の指定を検討する。また、建築物が密集し、又は、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を検討する。

## 第2 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。このため、市及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

### 1 公園・緑地等の整備

#### (1) 緑地保全地区の指定

都市における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化、公害または災害の防止のために必要な遮断地帯、緩衝地帯または避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地保全法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討する。また、市が定める「緑の基

本計画」に基づき、計画的に指定の推進を図り、防災空間の確保に努める。

## (2) 都市公園等の整備

都市公園等は、大規模な災害の発生時に、延焼防止、避難場所あるいは応急活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。市は、避難場所となる近隣公園や、緊急避難の場所となる身近な街区公園などをその配置や規模等の検討を行いながら整備する。

## 2 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消防、救助・救護活動及び災害応急活動のための物資の緊急輸送路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

### (1) 都市計画道路の整備

市は、災害時の避難路ネットワークとともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。

整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を検討する。

### (2) 都市空間の利用

都市の基盤として整備される道路や都市公園等は都市の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。市は、これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、ライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類協同溝の整備を推進する。

## 3 防災機能の強化

市及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

### (1) 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、既存幹線道路等の歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の検討、不法占有物件の除去に努める。

### (2) 公園等の防災機能の強化

避難場所となる都市公園等における災害応急対策に必要となる施設(放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等)の整備を進める。

### (3) 河川の防災機能の強化

水防施設の崩壊による洪水、浸水を防止するため、河川・用排水路改修や治水・

用水施設の整備を促進するとともに、大規模地震等の災害時において、緊急用水の供給源として活用できる川づくりを促進する。

また、河川・水路による地震水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川構造物の耐震性の向上に努める。

#### 4 道路・公園等の要援護者対策

人にやさしい都市づくりの理念等に基づき、高齢者やハンディキャップのある人にも利用しやすい道路・公園等の公共施設の整備を図る。

### 第3 市街地の水害対策

市は、大雨等による市街地における浸水等の防止を図るため、下水道事業により、雨水排水施設の整備を推進する。

#### 1 下水道施設の整備

市は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠の整備に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

#### 2 都市化への対応

- (1) 都市化の進行による雨水の遊水・保水機能の低下を抑制するため、市をはじめ公共機関はもちろんのこと、地域の協力を得ながら住宅用地、民間事業所用地、公共用地などにおける雨水の貯留、浸透などの対策を推進する。
- (2) 頻水地域の家屋に対しては、他地区への移転、住宅の耐水構造強化等の指導・援助を検討する。

### 第4 道路及び橋りょう等の災害予防対策

#### 1 市管理の道路及び橋りょう災害予防計画

地震による道路の被害は、高盛土部における路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の崩壊が予想される。法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面防護工の設置、落石防止工の設置を進める。

また、老朽橋、耐震設計を満たしていない橋りょうについては、架替え、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

(1) 法面防護工の設置等

道路法面の崩壊が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所については、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

(2) 落橋防止対策

① 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について」(平成8年8月9日付け建設省通知)に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成24年2月16日付け国土交通省通知)を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策(耐震性能3)を実施することとする。

② 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準について」(平新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成24年2月16日付け国土交通省通知)を適用し建設するものとする。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

ア 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

イ 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

ウ 橋の耐震設計は設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性を確保することを目的として行う。

## 2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画

農道・林道は、農業地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架替え補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

(1) 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

(2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議のうえ対策を実施する。また、林道橋りょうについては林道技術指針(昭和49年：林野庁指導部長通達)平成23年4月1日改正に基づく耐震構造により設計施工を行うこととする。

## 第2節 建築物等の安全対策

担当	各部、各区共通、その他関係機関
----	-----------------

### ○基本方針

市、県及び関係機関は、所管施設について、災害時における建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じた防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

### ○現況と課題

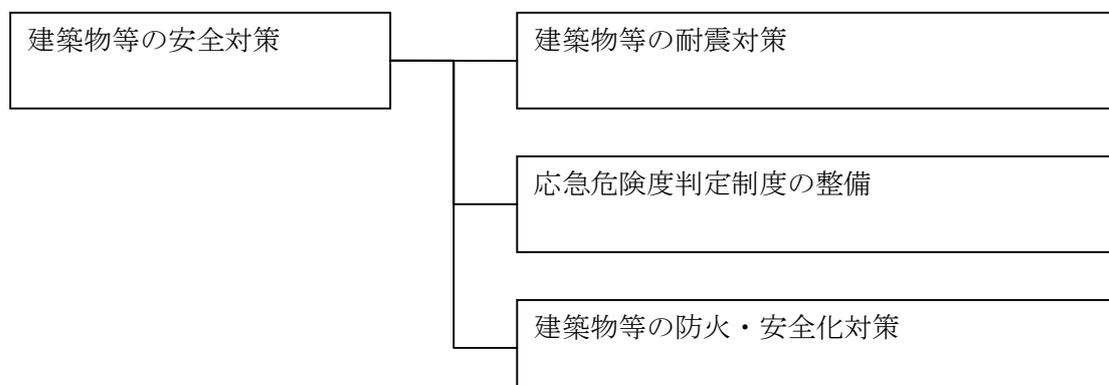
地震に対する建物構造の強さは、建築基準法等に大きく依存し、法令等は既往の地震災害の教訓を活かすべく、強化されているために、建築年の古い建物ほど建物倒壊の危険性が高い。

福島県地震・津波被害想定調査においても、市内の多くの建物に大破・倒壊の被害が生じると想定されている。

既成市街地には、老朽建物が多く集積しており、大規模な地震が発生した場合、大量の倒壊建物が発生し、多くの死傷者が生じるほか、市街地では幅員4m未満の狭隘道路が多く残るため、建物等の倒壊に伴う道路の閉塞が発生し、住民の避難困難や消防・救急活動などの応急活動にも支障を与えるおそれが高い。

また、郊外の集落にも、老朽建物が多く残り、市街地と同様に建物倒壊や死傷者発生の危険性が高い。

### ○施策の展開



## 第1 建築物等の耐震対策

市及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年(1981年)以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

### 1 公共建築物の耐震化

- (1) 災害時において避難施設や災害応急対策を図る上での拠点的な施設となる公共施設については、建築基準法の規定に準じて当該建築物の敷地、構造及び建築設備についての防災性能に関する調査を計画的に実施し、必要に応じて耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改修を行う。特に、災害対策本部を設置する施設については優先的に耐震性の確保を図るものとする。
- (2) 耐震診断優先順位を建物の用途により次のとおりとする。なお、特に昭和56年に改正された耐震基準以前に建築された建築物を優先して実施する。
  - ① 第1順位  
防災活動施設：市庁舎、生涯学習センター、避難施設となる学校施設等
  - ② 第2順位  
不特定多数が使用する施設：公会堂、集会所、障がい者施設等
  - ③ 第3順位  
特定又は比較的少数の利用者が使用する施設：その他の公共施設
- (3) 生涯学習センター等、防災活動拠点となる施設は、建築物の耐震化のほか、非常電源設備、備蓄資機材倉庫、耐震性貯水槽等の防災設備の整備を図る。詳細は「第2章 第1節 第6 防災拠点施設等の整備」を参照のこと。
- (4) 建築設備の耐震性確保  
市は、防災上重要な建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部及び区災害対策本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。
- (5) ロッカー、書架等の転倒防止対策  
市は、防災上重要な建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行うこととする。特に、災害対策本部及び区災

害対策本部を設置する施設については、優先的にロッカー、書架等の転倒防止対策を行うものとする。

- (6) 今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。

## 2 民間建築物等の耐震化

- (1) 本市の一般住宅のほとんどは木造住宅であり、地震の際の倒壊、火災時の延焼などという市民の不安解消を図ることが重要な対策である。全戸にわたる調査は困難であるので、市民が耐震性等について不安を感じた場合は相談に応ずるとともに、耐震診断と補強、不燃化対策等についてのパンフレット等を作成・活用し指導を図る。鉄筋コンクリート造建造物及び鉄骨造建造物については、「耐震診断基準」に基づき建築士会、建築設計事務所等の建築関係団体の協力を得るなどして指導を図る。
- (2) 新耐震基準施行以前に建築された特殊建築物に対しては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」平成18年度改正による、耐震診断や改修の指導・助言、指示等の強化を県に要請する。

## 3 老朽建築物等に対する調査指導

- (1) 老朽建築物の倒壊、中高層ビルの外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止など、市は消防署、警察署の協力を得て、現地調査を行い、保安上著しく危険であると認める場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して法令に基づき除去、移転、改築、修繕等必要な措置をとることを指導する。

## 4 ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀(石垣を含む)の倒壊は、生命や身体に対する被害を発生させるだけでなく、災害時の避難活動や応急対策活動の妨げとなる。地震によるブロック塀(石垣を含む)の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。  
なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

## 第2 応急危険度判定制度の整備

市(都市計画班)は、「福島県被災建築物応急危険度判定要綱」(平成18年7月7日施行)に基づき、災害時においては、倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための市民への広報活動を行うとともに、危険度判定制度を実施して建築物の応急復旧措置に関する技術的な指導、相談を事前に実施する。

## 第3 建築物等の防火・安全化対策

市(都市計画班)及び県は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や弱者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

また、県の「人にやさしいまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

### 1 災害危険区域の指定による建築の規制・誘導

- (1) 「災害危険区域」の指定による急傾斜地崩壊危険箇所等の災害発生の危険性が高い地区などにおける建築の規制・誘導を行うとともに、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防知識の普及に努める。

### 2 特殊建築物、建築設備の安全確保

#### (1) 防災指導

不特定多数の人々が入り出りする特殊建築物(建築基準法第12条第1項)及び同条第2項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。

#### (2) 防火設備の充実

消火設備、避雷設備などの防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

#### (3) 自主防火管理体制の強化

管理者などに対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。

(4) 立入り検査の実施

定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防災に関する指導を行う。

**3 建築物等の弱者対策**

人にやさしい都市づくりの理念等に基づき、高齢者やハンディキャップのある人にも利用しやすい建築物等の整備を図る。

**4 工事現場災害防止対策**

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

### 第3節 水害予防対策

担当	福島県、建設部、経済部、下水道課、各区建設課（G）、産業課、区都市整備課、その他関係機関
----	--

#### ○基本方針

市、県及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路における洪水等による災害を未然に防止するため、河川・水路等の整備を推進するとともに、災害時における市民の安全が確保されるよう、計画的な水害予防対策を実施する。

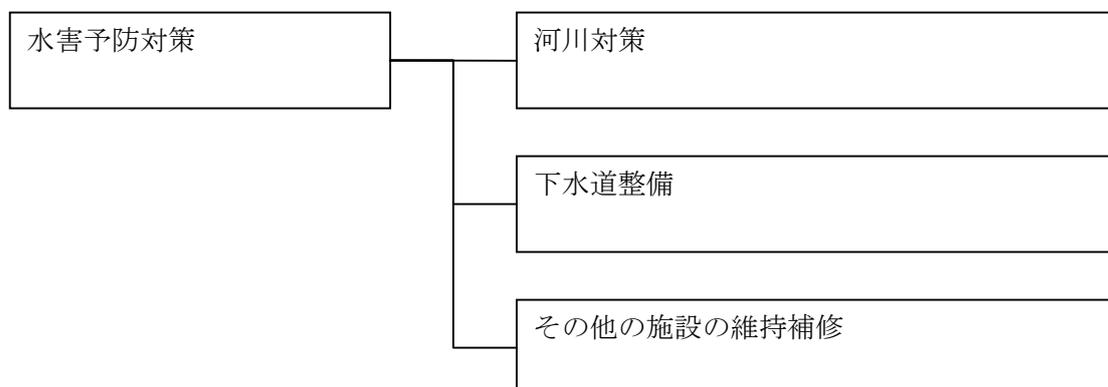
#### ○現況と課題

本市の河川は、2級河川5水系、24河川、準用河川6水系、9河川で構成されており、順次整備が進められているが、近年でも昭和61年台風10号、平成12年台風3号などでは、洪水等による被害が生じている。

河川の流域には、もともと水害の発生しやすい地形である谷底平野が広がっていたが、既成市街地の大部分は、地形的には水害の危険性が低い段丘上に位置していた。しかし、市街化の進行に伴う土地の保水機能の低下により、段丘上の市街地においても、集中豪雨などの大量の降雨の際には、頻繁に内水氾濫による浸水被害が発生している。

また、本市には貯水量10,000m<sup>3</sup>以上のため池が小高区31箇所、鹿島区98箇所、原町区85箇所分布している。大半が江戸時代後期、明治初期に築造された老朽化したため池である。老朽化したため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させる危険性がある。

#### ○施策の展開



## 第1 河川対策

河川・水路の各管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

資料2-1 二級河川

資料2-2 準用河川

### 1 重要水防区域

知事が指定した市域の重要水防区域は、小高区3箇所、原町区6箇所である。

資料2-3 河川及び重要水防区域

資料2-4 水防通報及び避難施設一覧

### 2 河川の改修等

- (1) 県と協力して、小高川水系、宮田川水系、真野川水系、新田川水系、太田川水系、の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- (2) 市内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
- (3) 市が管理する用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。
- (4) 雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路の浚渫、清掃を実施する。

### 3 水防施設等の点検・整備

#### (1) 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

#### (2) 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

#### (3) 水防倉庫・資機材の点検・整備

各河川管理者等は、応急対策活動に支障がないよう、水防倉庫の鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

資料2-5 水防倉庫

#### 4 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。」

#### 5 橋りょうの整備

橋りょうは、災害対策上重要な構造物であるため、施設管理者は、出水期に流出等のおそれがある橋りょうについては布設替えや維持補修(橋脚強化等)などに努めるとともに、地元住民に警戒を依頼する。

#### 6 頻水地域の土地利用規制等

河川の流域で、水害が頻繁に発生している地域については、市民に対し、耐水型住宅等への改修等の指導・援助、及び他地区への移転、土地利用の規制等の措置を検討する。

また、建築基準法における災害危険区域として、条例による指定を行い、区域内の建築の制限等を検討する。

#### 7 防災体制の整備

##### (1) 水防体制の確立

「南相馬市水防計画書」に基づき、水防体制の確立を図るとともに、関係機関・団体にその周知徹底する。

##### (2) 情報伝達体制・避難体制の確立

大雨による洪水被害やため池の決壊等が予想される場合の情報伝達体制及び避難体制について、市民及び関係者に周知徹底する。

##### (3) 洪水浸水想定区域ハザードマップの作成

洪水浸水等の災害における市民の適切な避難や防災活動に役立てるため、洪水浸水発生時の避難方法を明記した洪水浸水想定区域ハザードマップを作成し、市民に配布する。

また、洪水浸水想定区域ハザードマップに基づき、想定洪水時の避難施設の安全性や充足度を検証し、必要に応じて、避難施設の新設、民間施設の利用等、避難施設の配置の見直しを行う。

## 第2 下水道整備

市(下水道班)は、大雨等による市街地における浸水等の防止を図るため、下水道事業により、雨水排水施設の整備を推進する。対策等は、「第1節 第3 市街地の水害対策」に示す。

### **第3 その他の施設の維持補修**

#### **1 老朽ため池の維持補修**

大雨等による堤防の決壊を未然に防止するため、各ため池について定期的に危険度等についての点検を行い、緊急性の高いため池について県に報告し、その整備促進を図る。

なお、市はため池緊急点検マニュアルを整備し点検することとした。

資料2-6 ため池緊急点検一覧表

#### **2 湛水防除施設の整備**

内水氾濫等による農地等の湛水を防止するため、これまで湛水した地域を中心に湛水防除施設の整備を推進する。

## 第4節 土砂災害予防対策

担当	福島県、建設部、各区建設課（G）、区都市整備課、その他関係機関
----	---------------------------------

### ○基本方針

市・県及び関係機関は、大雨、地震等による地すべり、崖崩れ等の土砂被害を防止するため、土砂災害防止施設等の整備を推進するとともに、災害時における市民の安全が確保されるよう、警戒・避難体制の確立に努める。

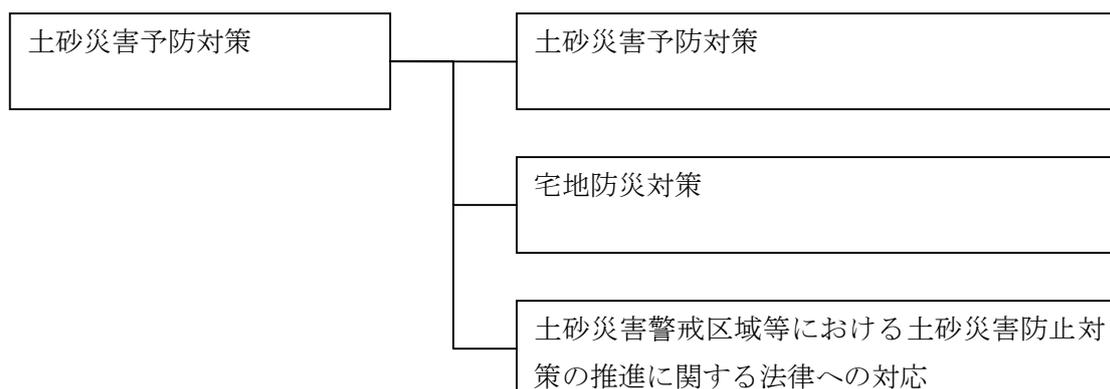
### ○現況と課題

市域内には住宅地に隣接する急傾斜地崩壊危険区域があり、大雨や大規模な地震が発生した場合には、崖崩れなどによる被害が懸念されている。なお、土砂災害危険区域については、下記のとおりである。

※土砂災害区域については、現在、調査中です。

1. 土石流危険渓流：小高区9箇所、鹿島区21箇所、原町区22箇所 計52箇所
2. 地すべり危険区域：小高区0箇所、鹿島区1箇所、原町区1箇所 計2箇所
3. 急傾斜地崩壊危険区域：小高区31箇所、鹿島区24箇所、原町区39箇所 計94箇所

### ○施策の展開



## 第1 土砂災害予防対策

### 1 危険箇所の周知と防災パトロールの強化

市(広報記録班・土木班)は、広報紙、パンフレット等を通じて急傾斜地崩壊危険箇所

などの周知に努めるとともに、現地への標識設置を実施し、市民に周知徹底を図る。また、危険が予想される地区の実態を常に把握し、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と協力して随時パトロールを行う。

## 2 地権者等に対する防災措置の指導

急傾斜地崩壊危険箇所などの地権者等に対して、防災措置の積極的な指導を行うとともに、災害が発生するおそれのある場合には、近隣の居住者に対して予め注意を喚起する。

また、警戒体制、市民への避難情報の伝達・周知方法、避難計画の確立を図る。

## 3 早期事業の促進

大雨や地震などに伴う崖崩れ、地すべり等により、被害が甚大となることが想定される市街地や人家に接近する危険箇所については、地域住民の協力を得ながら、県と協議し、急傾斜地崩壊危険区域としての指定を受け、急傾斜地及び地すべり対策事業の促進に努める。

資料 2-8 砂防指定地

資料 2-9 地すべり危険区域

資料 2-10 土石流危険溪流

資料 2-11 土砂災害警戒区域指定地区、急傾斜危険区域

資料 2-12 土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区における災害時要援護者関連施設一覧表

## 第 2 宅地防災対策

### 1 防災パトロールの強化と防災措置の指導

宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、崖崩れ等のおそれのある宅地等の危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。

### 2 規制区域の設定

丘陵地や急傾斜地における宅地の造成については、必要に応じて、宅地造成等規制法による規制を県に要請し、崖崩れ又は土砂の流失による災害を防止するため、危険のないよう十分な行政指導を行う。

## 第3 土砂災害防止法(平成13年4月1日より施行)

### 1 土砂災害防止のための基礎調査

県は、土砂災害警戒区域の指定等の土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施し、調査結果を市に送付する。原町区については18年度に、小高区と鹿島区については21、22、23年度に知事は土砂災害警戒区域を指定した。

※最新の土砂災害警戒区域は現在、確認中です。

資料2-11 土砂災害警戒区域指定地区、急傾斜危険区域2 土砂災害警戒区域の指定及び警戒避難体制の整備

#### (1) 土砂災害警戒区域の指定

知事は、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、市の意見を聴いて土砂災害警戒区域として指定し、区域及び土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類を公示するとともに、公示事項に係る図書を市長に送付する。

#### (2) 警戒避難体制の整備

市防災会議は、警戒区域ごとに土砂災害に係る情報の収集・伝達、警戒避難体制の整備に関する事項を一般災害対策災害応急対策計画に定めるとともに、市長は土砂災害に関するハザードマップを整備し情報の伝達方法、避難場所に関する事項等を関係住民に周知させるよう努める。

### 3 土砂災害特別警戒区域の指定及び住宅などの立地抑制等

#### (1) 土砂災害特別警戒区域の指定

知事は、土砂災害により建築物に損壊が生じ、地域住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を、市の意見を聴いて土砂災害特別区域として指定する。その場合、知事は建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項等を定め、公示するとともに、公示された事項の記載図書を市長に送付し、市は特別警戒区域の指定、公示に関する図書を、一般に縦覧する。

#### (2) 開発行為の許可

知事は、特別警戒区域における住宅宅地分譲や社会福祉施設等の建築のための特定開発行為を制限し、許可、監督等を行う。

#### (3) 建築物の建築確認

知事は、特別警戒区域に建築される居室を有する建築物について、建築基準法による基準に照らして、公示された衝撃に対して安全性を有しているか確認する。

#### (4) 移転等の勧告

知事は、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれがある居室をとまなう建築物の所有者等に対し、移転等の勧告やその場合の土地取得のあっせん等に努める。

## 第5節 津波災害予防対策

担当	市民生活部、各区市民生活課（G）、建設部、各区建設課（G）、原町区都市整備課、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	---

### ○基本方針

大規模地震に伴う津波災害を防止するため、河川管理施設等の整備を促進するとともに、津波注警報、避難指示等の伝達体制及び津波監視体制等の確立に努め、地震後の二次災害対策を推進する。

なお、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

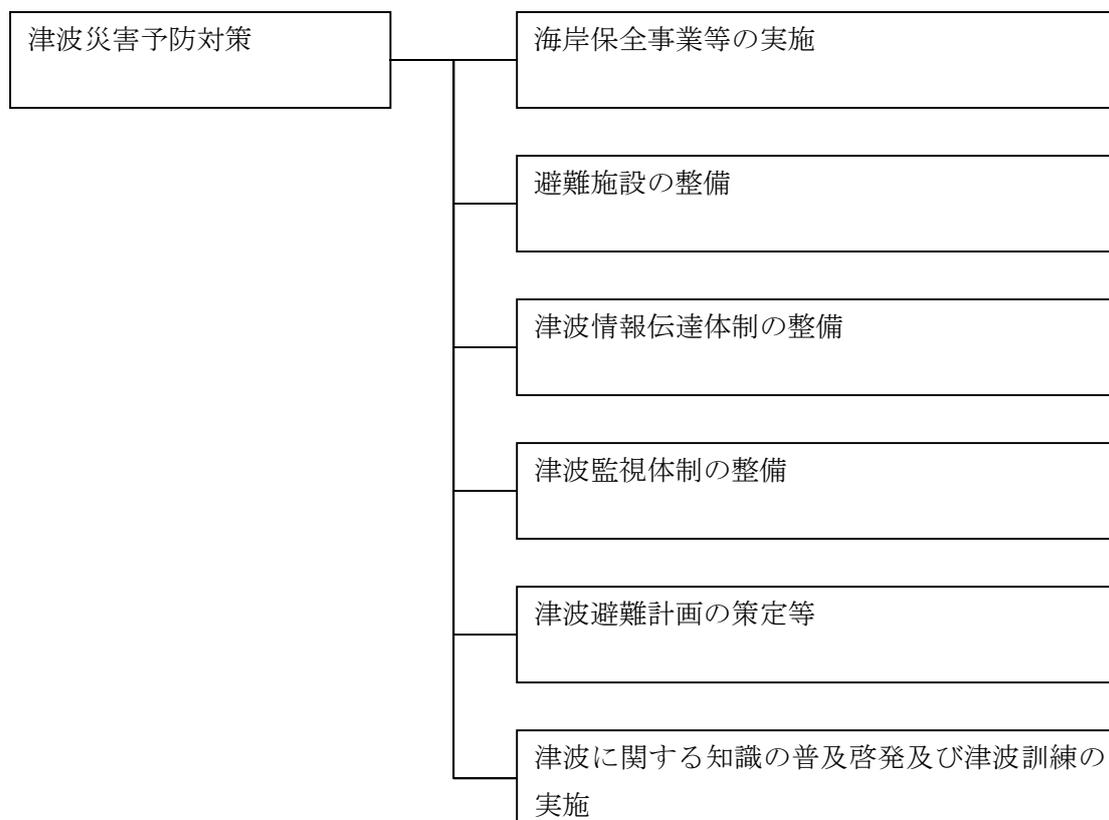
- ・ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

### ○現況と課題

本市では、東日本大震災による巨大津波災害により、2,875戸が流出するなど甚大な被害を受けており（東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン戦略検討業務（その25）H24.3国土交通省都市局）、巨大津波による被災を受けた多くの地域では、津波防御施設として十分な機能を誇る強力な堤防までも乗り越え、海岸保全施設や街を破壊し、多くの尊い命を奪った。このように津波対策は、海岸保全施設の整備等のハード対策だけでは防ぎきれず、住民避難を主軸とした避難対策をはじめ、市民の自助及び地域の共助による日ごろからの取組が重要である。

市は、津波警報や大津波警報等が発表された際の市民への情報伝達を確立するとともに、避難所や津波一時退避場所の拡充、ハザードマップの整備、実践的な避難訓練を実施し、津波避難に対する意識の啓発を図る必要がある。

## ○施策の展開



### 第1 海岸保全事業等の実施

- (1) 津波や高潮等の災害から背後地の人家・資産等を防護するため、海岸保全施設が設置されており、今後とも新設、強化を推進する。
- (2) 地震等による被害が生じた場合、特に堤内地盤高が低いところでは、高潮・津波の来襲時に大きな浸水被害が発生するおそれがあるため、早急に復旧し、高潮・津波の来襲に備える。

資料2-7 海岸保全区域

### 第2 避難施設の整備

津波による危険が予想される地域について、津波に対する避難場所、避難路等の避難施設の整備を図る。東日本大震災の浸水実績や津波被害想定調査結果を踏まえて、集落

から十分に避難可能な位置に安全な避難施設を確保する。避難施設となる公共施設が確保できない場合には、次の方法により安全を確保する。

- (1) 高所の避難施設が確保できない場合には、鉄筋コンクリート造の中高層建物を避難ビルとして使用できるよう、予め所有者の承諾を得る等の対策を行う。
- (2) 低地部に公共施設を新設する場合には、鉄筋コンクリート造の中高層建物とする。
- (3) 住宅等を建築する場合には、津波に比較的強いとされる鉄筋コンクリート造の建物を推奨する。

### 第3 津波情報伝達体制の整備

#### 1 防災無線通信施設の点検・拡充

津波情報伝達体制の整備については、海岸線への防災無線(同報系)通信施設を早期に導入強化することにより、海岸部への伝達の確保を図る。

定期的に防災無線の聴取状況調査等を行い、津波情報、避難命令等の伝達媒体として機能するよう、点検・拡充を行う。

#### 2 沿岸部の津波情報伝達体制の確立

津波情報、避難命令等の伝達については、きめの細かい情報伝達体制を確立する。

また、消防本部(消防署、各分署)、市消防団及び北泉海浜総合公園管理者と協力し、夜間、休日においても、沿岸の住民や村上海水浴場等海浜にいる遊泳客(公園施設利用者含む)、に対して、津波情報を迅速かつ正確に伝達できるよう、体制を整備する。

### 第4 津波避難計画の策定等

津波発生時における迅速かつ円滑な避難対策を実施するため、東日本大震災の津波浸水区域及び県の地震・津波被害想定調査結果等を参考にするとともに、震度、津波警報等、津波監視結果等を勘案した避難指示等の発令基準及び避難場所、避難路の選定を含めた津波避難計画を作成し、関係住民に周知徹底を図る。

計画の検討にあたっては、住民、自主防災組織、消防機関及び警察等の様々な主体の参画を得て実施する必要がある。

なお、避難場所の選定については、津波による浸水の恐れがない安全な場所を指定することを原則とする。

※避難場所は平成 25 年 3 月時点の暫定避難場所です。

今後、津波ハザードマップの更新等に合わせて見直しを行います。

小高区

区分	一時避難場所
塚原地区	塚原共同墓地
村上地区	大井会場
福岡地区	貴布根神社
角部内地区	水谷建設研修センター駐車場
蛭沢地区	DNP ファインケミカル駐車場
井田川地区	福浦小学校グラウンド
浦尻地区等	浦尻公会堂駐車場
	津波優先開設避難所
	小高区役所

鹿島区

区分	一時避難場所
北海老地区	南柚木公会堂駐車場
南海老地区	八沢小学グラウンド
南右田地区	北海老公会堂宝蔵時駐車場
烏崎地区等	鹿島小学校校舎
	宮田公園
	津波優先開設避難所
	さくらホール
	避難所
	前川原体育館
	上真野体育館
	鹿島保険センター
	鹿島中学校
	千倉体育館

原町区

区分	一時避難場所
金沢地区	J A そうまやすらぎ会館駐車場
北泉地区、 泉地区	原町シーサイドパーク(丘の広場、わんぱく広場)
下渋佐地区	高平小学校校舎
北萱浜地区	大甕小学校グラウンド
萱浜地区	津波優先開設避難所
雫地区	原町第二中学校
小浜地区	大甕小学校体育館
小沢地区等	避難所
	道の駅南相馬
	ひがし生涯学習センター
	県立テクノアカデミー浜
	大甕生涯学習センター

## 第5 津波に関する知識の普及啓発及び津波訓練の実施

津波による犠牲者を出さないためには、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となることから、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合、又は大津波警報を見聞きした場合は、率先して避難行動をとることを徹底する。そのため、平時から津波襲来前に避難行動を取ることの重要性を周知・啓発し、住民等の防災意識の向上に努める。

### 1 津波防災知識の普及啓発

海浜地及び海水浴場への立看板の設置、パンフレット、チラシ等を作成し、海浜利用者(公園施設利用者等含む)に対して、以下のような津波防災の知識の普及を図る。

#### 津波防災の知識の例

- ・津波は、大きな地震のときだけ来るとは限らない。
- ・地震発生から津波が来るまでの時間は、震源が海岸に近いほど短く、まだ揺れが収まらないうちに襲来する場合もある。
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- ・津波は、繰り返し襲来し、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震により津波が発生する可能性もある。
- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することも有り得る。

### 2 津波訓練の実施

津波情報伝達訓練、避難訓練、津波監視訓練等を実施する。

## 第6 福島県沿岸地震・津波対策連絡会への参加

市、県、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

- (1) 津波注意報・警報発令時の警戒体制
- (2) 津波注意報・警報の住民への伝達体制
- (3) 住民の避難等
- (4) 被害時の応急対策

- (5) 震災に対する住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法
- (6) 沿岸地域の危険性の把握
- (7) その他連絡会が必要と認める事項

## 第6節 火災予防対策

担当	市民生活部、各区市民生活課（G）、各区地域振興課、建設部、各区建設課（G）、原町区都市整備課、教育委員会、各区地域教育課（G）、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	--

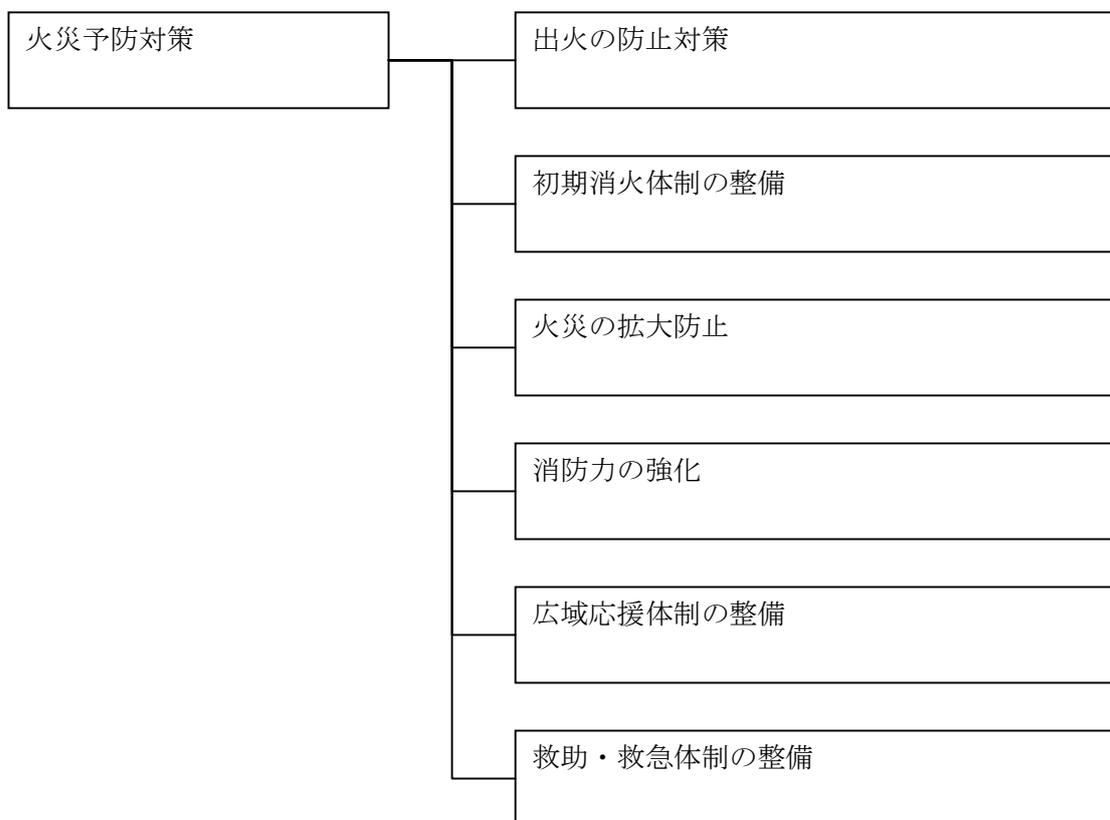
### ○基本方針

火災の発生を未然に防止するため、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等に関する事項について定めるものであり、なお、消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、市消防団との連絡を密にして、消防行政の円滑化を図るものとする。

### ○現況と課題

本市においても都市化の進行により、総人口の約4割の市民が市街地に住んでおり、市街地の一部には、建物の密集した街区が連続し、延焼の危険性も高くなっている。さらに、中高層建築物の増加により、火災発生時の被害も大きくなることが予想される。また、近年の社会経済の変化や高齢化に伴い、消防団員の確保や消防団員のサラリーマン化による昼間における防災活動の弱体化が懸念される。

## ○施策の展開



## 第1 出火の防止対策

### 1 防火防災意識の高揚啓発

市(危機管理課)及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、春秋季全国火災予防運動をはじめ各種予防啓発活動を通じ、出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

### 2 住宅防火対策の推進

市(危機管理課・都市計画班)及び消防本部(消防署、各分署)は住宅からの火災発生を未然に防止するため、消火器具、耐震安全装置付火気使用設備器具、住警器(住宅火災警報器)等の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

### 3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

### 4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部(消防署、各分署)は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特にホテル・旅館、スーパーマーケット等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

## 第2 初期消火体制の整備

### 1 消火器等の普及

市(防災対策課)及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、火災時における初期消火の実行性を高めるため、各家庭における消火器、消火バケツ等の普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等消火器具の積極的な設置を行うよう指導する。また、新築住宅にはすでに住宅火災警報器の設置が義務付けられ、さらに既存の住宅にも平成23年5月31日までに設置が義務づけられたので普及促進に努める。

### 2 自主防災組織の初期消火体制

市及び消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織の設置促進に努め、防災訓練や防火講習会等を通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

## 第3 火災の拡大防止

### 1 道路等の整備

市は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急道路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

## 2 建築物の防火対策

市は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃物及び耐火建築の推進を啓発指導する。

## 3 薬品類取扱施設対策

災害発生時には、教育施設・研究施設・薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、引火爆発し、被害を拡大する危険性があるため、消防本部(消防署、各分署)はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

# 第4 消防力の強化

機械器具、消防水利及び通信施設等については、消防力の基準(平成12年1月20日消防長告示第1号)消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)及び南相馬市総合計画に基づき、国庫補助制度や防災まちづくり事業等を活用して、消防力等の整備充実強化を図るものとする。

## 1 消防組織の現況

### (1) 非常備消防事務(防災対策課、区役所職員)

防災対策課	区役所
(危機管理課長)	市民生活課長
(危機管理課係長)	市民生活係長
(危機管理課職員)	市民生活職員

## 2 消防施設の整備

### (1) 消防用機械の整備

各分団に配置してある消防ポンプ車、小型動力ポンプの更新を図り、消防力の増強を図る。

資料3-2-1 南相馬消防署及び小高分署、鹿島分署の消防車等の配備状況

資料3-2-2 消防団消防施設の現況

資料3-2-3 消防団現有消防機械

## (2) 消防水利の整備

防火水槽の設置及び耐震化を推進するほか、プール、河川、ため池、海水等の自然水利を活用して水利の多様化を図るものとする。

資料3-2-4 現有消防水利の管理状況

資料3-2-5 空中消火剤備蓄場所及び数量

## (3) 消防通信施設

消防ポンプ車、積載車等に消防専用無線電話を装備するとともに、携帯用無線機の配置を図り、消防通信施設の充実を図るものとする。

## (4) 消防用器具

消防ホース及び吸水管等の消防用具を効果的に更新し、又ホースカー等を活用して消火活動するため逐次購入し整備を図るものとする。

## 3 部隊の編成、指揮系統及び出動計画

災害時の部隊編成、指揮系統及び出動に関しては、「南相馬市消防団災害出動に関する要領」に基づき行うものとする。

資料4-15 南相馬市消防団災害出動に関する要領

## 4 地理、水利等の調査計画

災害に対処して適切な防御活動及び迅速、的確な救急救助活動並びに避難誘導ができるように、地理及び災害危険地域等の調査を行うものとする。

### (1) 地理水利調査

消火活動に必要な消火栓、防火水槽等の消防用水利について、定期的に調査計画を定め、調査すること。

### (2) 災害危険区域調査

木造家屋密集地域、浸水危険地域等の調査をすること。

## 5 教育訓練計画

教育訓練は、消防職(団)員の資質の向上を図るため、基礎訓練を重点的に取り上げ応用訓練及び実践訓練を主眼として消防対象物に応じ、防御知識の習得と技術の向上を図るよう計画し実施するものとする。

### (1) 教養基準に従った教養研修の実施

(2) 基礎訓練として規律訓練、訓練礼式、消防活動に必要な車両訓練、操法訓練を計画し実施する。

- (3) 火災は、初期において防御しなければならないので、有事に際し迅速、適切な火災防御活動ができるよう、あらゆる種類の消防対象物を想定した訓練計画を立て、消防技術の向上を図る。
- (4) 洪水に対処する消防機関の役割を十分に理解することができるよう洪水防御について訓練し、熟達の域に達する計画を立てておく。

## 第5 広域応援体制の整備

市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部と消防相互応援協定を締結するとともに、既存の「相馬地方市町村消防団相互応援協定書」についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

資料4-6 相馬地方市町村消防団相互応援協定書

## 第6 救助・救急体制の整備

消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、高性能の救助工作車、高規格救急自動車や油圧救助器具等の救助救急用資機材を整備し、震災に対応できるよう訓練を充実する。

また、市は家屋の倒壊現場からの救出に役立つジャッキ、バール、のこぎり等コミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、訓練を行う等初期救助の体制整備を図るものとする。

## 第7節 危険物等災害予防対策

担当	経済部、各区産業課（G）、市立総合病院、小高病院、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	---

### ○基本方針

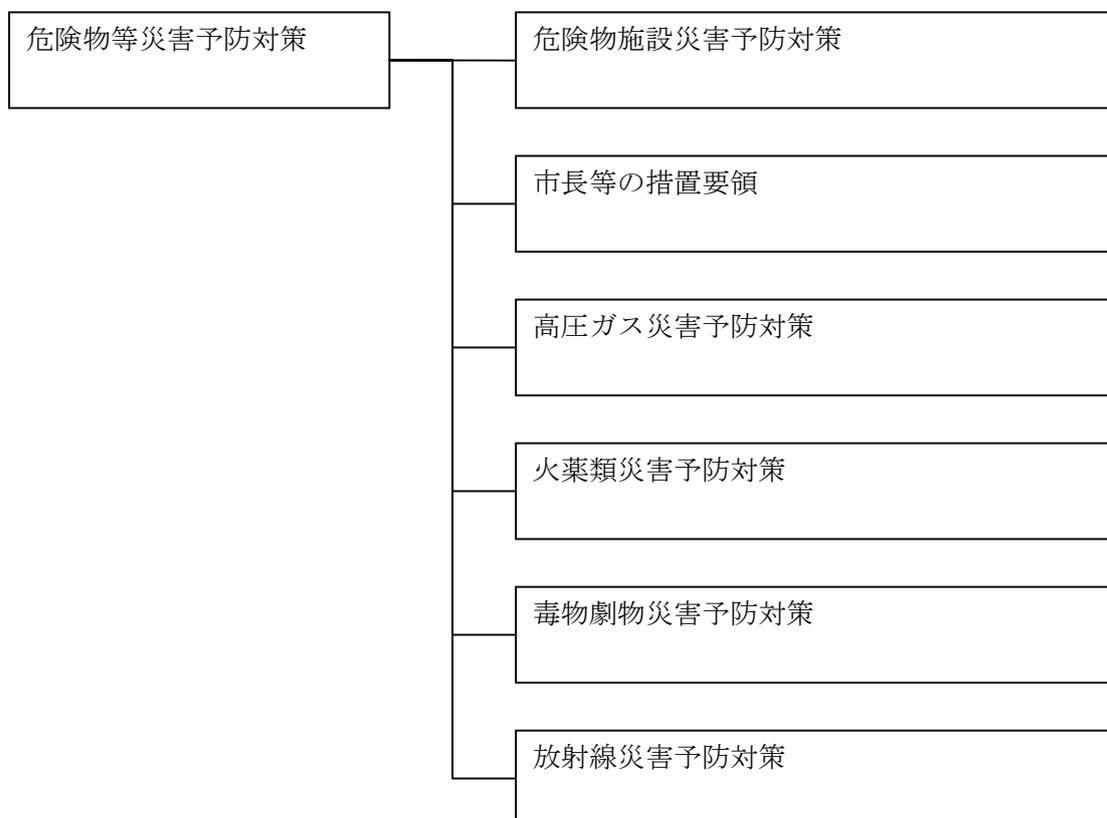
消防署、各分署は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

### ○現況と課題

本市の危険物施設は、製造所、貯蔵所、取扱所があり、東北電力原町火力発電所など高圧ガス保安法による認可事業所も存在する。危険物施設では、地震時に危険物による発火、爆発、漏洩等の危険性が考えられる。市内で特に規模の大きい危険物施設は、原町区小浜地区の化学薬品製造工場と金沢地区の原町火力発電所であり、市街地には、住宅地の周辺にもガソリンスタンド、燃料販売店等、規模の小さい危険物施設が集積しており、危険物施設が集積した市街地では、地震発生時に危険物災害の危険性もある。

※危険物施設数は、現在、調査中です。

### ○施策の展開



## 第1 危険物施設災害予防対策

危険物施設等は地震動や液状化によりその施設が損傷し、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、保安体制の強化を図る。

### 1 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、南相馬消防署及び各分署は講習会、研修会等を実施する。

### 2 指導の強化

危険物施設等の現況を把握するとともに、消防本部(消防署、各分署)の立入検査等を通じて、指導の強化を図る。

- (1) 法令上の基準の遵守
- (2) 施設・設備等の耐震化
- (3) 災害時の応急対策(予防規程認可事業所では、災害時の応急対策及び消防活動、教育・訓練等の遵守)

### 3 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図り、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

## 第2 市長等の措置要領

市長及び消防本部(消防署、各分署)は、防災対策の万全を期するため、危険物施設等に対して以下に示す措置を講じる。

- (1) 市長は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、消防本部(消防署、各分署)又は県に連絡し、必要な措置を要請する。
- (2) 市長は、危険物、火薬類、高圧ガス等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部(消防署、各分署)及び県と相互に情報を交換する。

### **第3 高圧ガス災害予防対策**

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

### **第4 火薬類災害予防対策**

盗難防止対策、関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

### **第5 毒物劇物災害予防対策**

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

### **第6 放射線災害予防対策**

市は、県及び関係機関と協力して、放射性同位元素に係る施設の設置者等に対し、施設の耐震・不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策が講じられるように努める。

## 第8節 文化財等災害予防対策

区分	教育委員会、各区地域教育（G）、文化財課、生涯学習課、図書館、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	---

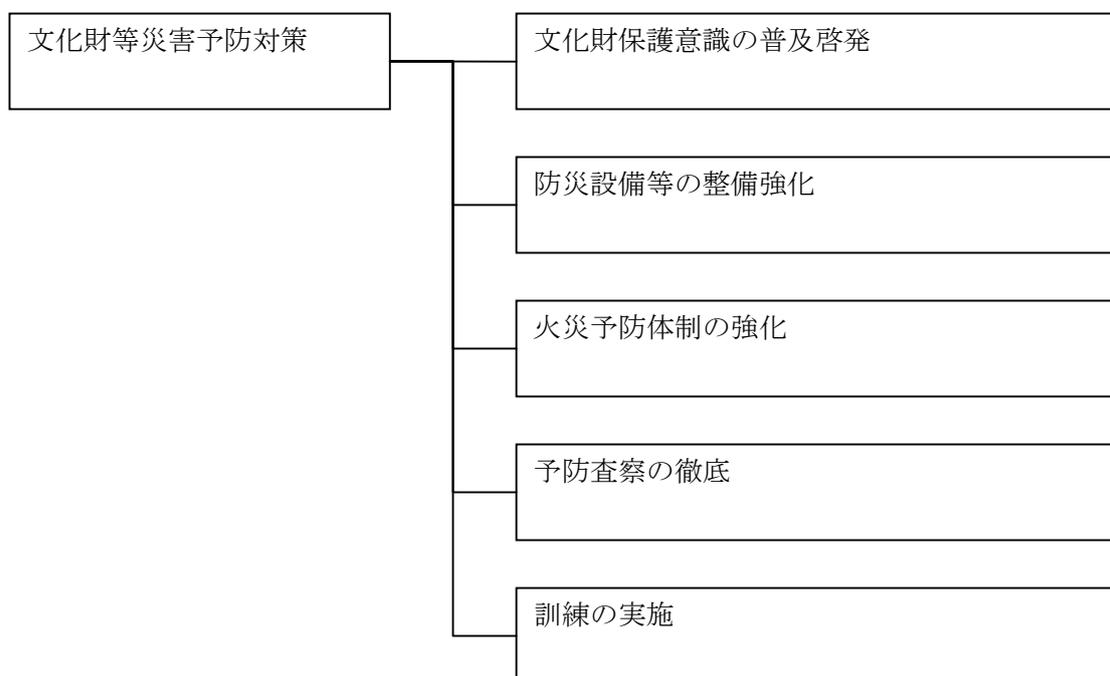
### ○基本方針

市、県及び関係機関は、指定文化財における防災整備の強化・充実、火災予防体制の確立等に努めるものとする。

### ○現況と課題

市内には、国指定文化財をはじめ、多くの文化財が保存されている。これらの文化財は、市民共有の貴重な財産であり、後世へ伝えるため、各種の施策を講じて災害から守る必要がある。しかしながら、文化財は歴史的価値を有する一方で、災害に対する脆弱性も高く、文化財としての価値を損なわずに、防災設備の整備や補強等の防災対策を施さなければならない。

### ○施策の展開



## 第1 文化財保護意識の普及啓発

市民の文化財に対する防火意識の普及及び火災予防の徹底を図るため、県及び市教育委員会と協力して、文化財保護強調週間(11月1日～7日)及び文化財防火デー(1月26

日)等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の普及啓発に努める。

## 第2 防災設備等の整備強化

市教育委員会及び文化財所有者・管理者は、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行い、防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

## 第3 火災予防体制の強化

市教育委員会及び文化財所有者・管理者は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚き火の禁止、禁煙等の区域設定等の防火措置を徹底し、市民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置を進めるなどの対策を講じる。また、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

## 第4 予防査察の徹底

消防本部(消防署、各分署)は、市教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

## 第5 訓練の実施

市、市教育委員会、消防本部及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練等を随時実施するものとする。

資料3-7-1 文化財一覧表

## 第9節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 整備すべき施設

市は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。

#### 1 建築物、構造物等の耐震化

建築物及び構造物等の耐震化については、「第4次地震防災緊急事業五箇年計画(平成23～27年度)」による。また、建築物の新築に際しても、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

#### 2 避難地の整備

- (1) 避難地標識等による住民への周知を徹底する。
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設を整備する。
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進する。
- (4) 複数の進入口を整備する。
- (5) バリアフリー化を促進する。

#### 3 避難路の整備

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進する。
- (2) 落下物・倒壊物等が生じないように安全対策を講じる。
- (3) 誘導標識、誘導灯を設置する。
- (4) バリアフリー化を促進する。

#### 4 消防用施設等の整備等

消防用施設及び消防用資機材の整備については、「第3次地震防災緊急事業五箇年計画(平成18～22年度)」による。

#### 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港については、「第3次地震防災緊急事業五箇年計画(平成18～22年度)」による。

## 6 通信施設の整備

市及び防災関係機関は、第2章第2節に定める「情報の収集・伝達」に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

- (1) 南相馬市防災行政無線(周波数再編対応)
- (2) その他の防災機関等の無線

## 第2 整備方針

- 1 市は、施設整備の年次計画に当たっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- 2 市は、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

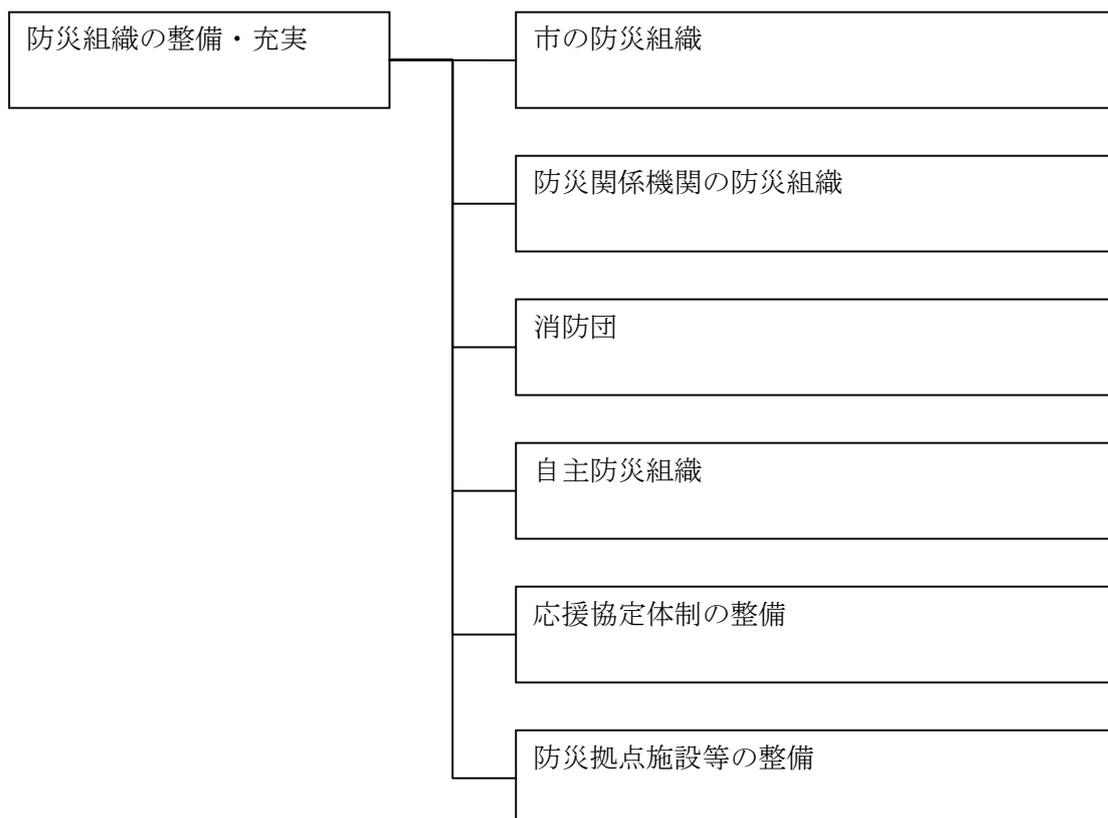
## 第2章 災害応急対策への備え

### 第1節 防災組織の整備・充実

担当	各部、各区共通、その他関係機関
----	-----------------

○基本方針  
市及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、総合的な防災組織体制の確立に努める。

#### ○施策の展開



#### 第1 市の防災組織

関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

##### 1 南相馬市防災会議

災害対策基本法第 16 条の規定に基づき設置し、市地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

(1) 所掌事務

市防災会議の掌握事務は、次のとおりである。

- ① 南相馬市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ② 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ③ 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 組織

市防災会議の組織は、次の防災機関の長、又はその指名する職員により構成する。

資料 4 - 2 南相馬市防災会議組織

## 2 南相馬市災害対策本部

災害対策基本法第 23 条の 2 第 8 項に基づき、市域に大規模な災害が発生しその対策を必要とする場合、あるいは発生するおそれがあると認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。災害対策本部の所掌事務及び組織体制は「一般災害対策 災害応急対策計画 第 1 章 第 1 節 第 5 災害対策本部体制」に示すとおりである。

資料 3 - 1 - 2 災害対策本部の各部組織

## 3 南相馬市水防本部

気象洪水及び高潮等についての予報及び警報を県知事から通知を受けたとき、又は水害が発生するおそれがあるときは、市長を本部長とする水防本部を設置し、水防活動にあたる。水防本部の所掌事務及び組織体制等は「南相馬市水防計画書」による。

## 第 2 防災関係機関の防災組織

南相馬消防署をはじめ、市域を所管または市内にある東日本旅客鉄道(株)等の「指定公共機関」、福島交通(株)相馬営業所等の「指定地方公共機関」、農業協同組合等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画、災害応急対策等の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備してその改善に努める。

## 第3 消防団

日頃から、災害に備えた活動体制及び連絡体制を整え、防災関係機関と協力を図れるよう組織の整備を行う。

## 第4 自主防災組織

災害対策基本法第5条の規定に基づき、女性消防隊の組織充実に努めるとともに、地域住民による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の設置促進に努め、自主防災組織の設置にあたっては、行政区、事業所等を単位として行う。なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第3章 第3節 自主防災組織等の育成」のとおりである。

## 第5 応援協力体制の整備

### 1 市町村間の相互応援

市は、地域に係る災害について独自では十分な災害応急対策(広域避難対策、役所機能の低下、喪失、移転対策を含む。)ができない事態に備え、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」を締結しており、また、消防団の活動についても「相馬地方市町村消防団相互応援協定」を締結している。

上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行うとともに、応援協定の締結の促進に努める。

資料4-5 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

資料4-6 相馬地方市町村消防団相互応援協定書

資料4-7 災害時における相互応援協定書(浪江町)

資料4-13-1 杉並区及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定

資料4-13-2 南相馬市及び取手市災害時相互応援に関する協定

### 2 消防の相互応援

市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図る。

### 3 民間協力計画

市及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、市の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

## 第6 防災拠点施設等の整備

### 1 防災拠点施設の整備

(1) 災害時の情報収集(気象、河川、水防情報等)機能、指示伝達(防災情報システム、防災行政無線、関係機関との連絡装置等)機能を備え、即時防災活動部隊となる相馬地方広域消防本部、南相馬消防署を兼ね、平常時には市民が体験を通して消防防災の知識や技術を学ぶ防災機能を兼ね備えた防災コミュニティ施設として利用できる総合的な防災中枢拠点の施設の整備を進める。

(2) 拠点整備の概要

- ① 名称 南相馬市消防・防災センター
- ② 建設場所 南相馬市原町区高見町地内

### 2 地域防災拠点の整備

生涯学習センター等を地域の防災拠点とするよう、災害対策本部との連絡体制を整備し、災害時の地域連絡拠点としての防災機能を強化する。

(1) 既存施設を地域防災拠点として利用する場合

施設の耐震診断・補強を図るとともに、次の設備の整備について配慮する。

- ① 非常電源設備
- ② 耐震性貯水槽
- ③ 防災無線
- ④ 防災資機材の備蓄施設

(2) 地域防災拠点を新設する場合

一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行うとともに、上記の施設に加え、駐車スペース、臨時ヘリポートの整備について配慮する。

## 第7 業務継続計画の整備

災害時の人員、施設や資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより適切な業務執行を行うことを目的に、業務継続計画を整備する。

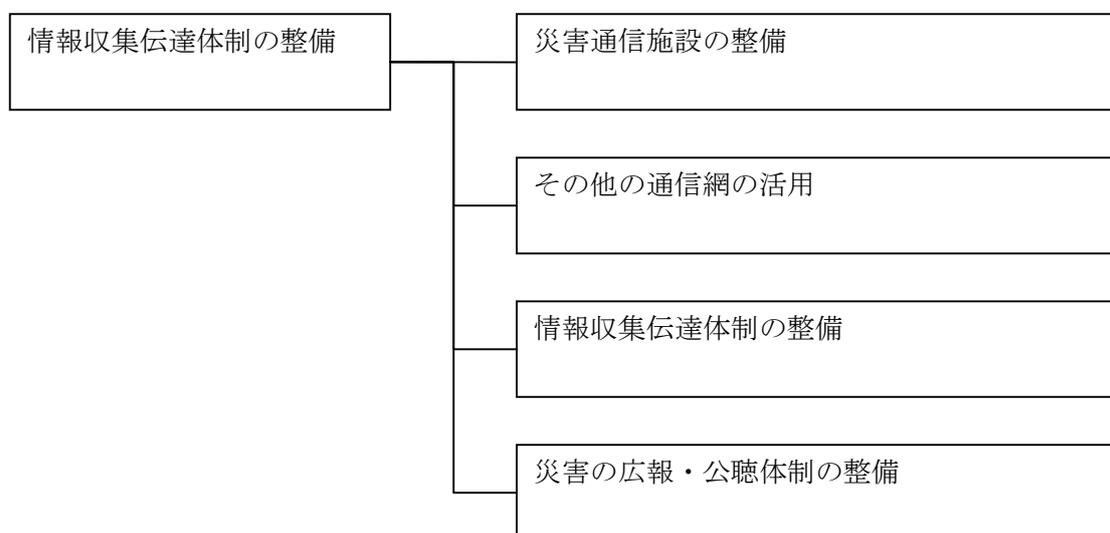
## 第2節 情報収集伝達体制の整備

担当	各部、各区共通、その他関係機関
----	-----------------

### ○基本方針

市は、災害時に災害情報システムが十分機能し、情報連絡体制が確保されるよう、無線通信ルートの整備及び代替無線通信ルートを確保するとともに、さらに、電話網を有効利用した、災害時優先電話(携帯電話含む)等を活用し、緊急通信連絡体制の整備を図る。

### ○施策の展開



## 第1 災害通信施設の整備

### 1 防災行政無線の整備

防災行政無線の災害時における倒壊等を防ぎ、停電時にも活用できるよう、耐震化を推進するとともに、非常用電源設備の整備を行う。

また、定期的に聴取状況調査等を行い、市街地の拡大状況や避難施設・防災活動拠点の見直し等に応じて、随時、施設配置を見直す。さらに、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、各戸への配布を進めている戸別受信機の導入を引き続き進める。

## 2 防災対策関係職員への携帯電話の配備

危機管理課及び本部連絡員等の市職員は、携帯電話で24時間緊急情報連絡・動員体制の確立を図ることができるよう、携帯電話の配備を行う。

## 3 衛星通信システム等の活用

県総合情報通信ネットワークシステムを活用し、災害時の情報通信システムの強化を図る。

## 4 災害時優先電話の登録

災害の予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項等については、災害時優先電話を利用することができる。このため、非常通話、緊急通話をかける電話番号をあらかじめNTT東日本福島支店に登録しておく。

# 第2 その他の通信網を活用するための訓練等

## 1 非常通信体制の充実強化

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、市は、みなみそうまチャンネル、有線系メディア、コミュニティFM局、南相馬市アマチュア無線クラブと協定を結び、災害時における情報収集伝達に対する協力を得る。

## 2 その他通信連絡網の活用方法の習熟

### (1) その他通信連絡網の活用方法の習熟

市及び関係機関は、災害時の情報伝達手段として、インターネット、携帯電話への緊急情報等メールサービス、ソーシャルネットワークサービス、衛星通信を利用した携帯電話、携帯無線機などの多様な通信連絡網が災害時に十分機能するよう、訓練を行うとともに、日常業務においてもこれらを活用した防災情報の提供を行うなど、使用方法の習熟を図るものとする。

## (2) J-ALEART を活用した防災情報の提供システムの構築

市は、消防庁が運用する J-ALERT(全国瞬時警報システム)の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災(災害)情報提供システムを活用するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

なお、市及び関係機関においては、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

## 第3 通信手段の周知

### 1 県と関係機関間の連絡体制の周知

県は、通信連絡網を整備し、市及び防災関係機関に対し、災害時に情報連絡を行うための災害対策本部等の連絡先を周知しておくものとする。

### 2 住民への連絡体制の周知

市は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やインターネット等の活用方法の周知を図るとともに、市から住民等へ避難情報等を伝達する手段について、事前に周知しておくものとする。

## 第4 情報収集伝達体制の整備

### 1 情報収集伝達体制の強化

災害の発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるように情報収集伝達体制の整備を図る。

#### (1) 県総合情報通信ネットワークシステム等の活用

県総合情報通信ネットワークシステムからの防災情報は、本庁(危機管理課)及び各区役所(市民生活課(G))にFAXにより伝達される。また、システム支障時の対応として、メーリングリストを活用した携帯電話による情報伝達等、複数の系統による情報伝達媒体を確保する。メーリングリストについては、「第5 災害時の広報・広聴体制の整備」を参照のこと。

#### (2) 地区担当職員による被害状況の把握

勤務時間外における市内各所の被害状況を迅速に把握できるよう、地区担当職員の導入を検討する。

① 地区担当職員は、勤務時間外に本市または近隣の市町村で災害が発生するおそ

れがあるとき及び災害が発生した場合、居住地近辺に指定された担当地区の被害状況を迅速に把握し、危機管理課職員に伝達する。

- ② 各担当職員においては、災害発生後の情報収集活動を迅速かつ的確に実施できるよう、担当地区内における災害危険箇所、避難施設、緊急交通路・避難路、防災関連施設等を事前に把握しておく。

## 2 災害情報共有化の推進

災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、各部内あるいは相互間における災害情報の共有化を推進する。

- (1) 災害対策本部に情報収集班を設け、災害対策本部設置後は、各職員、各部各班及び関係機関からの災害情報を一括的に収集・把握し、必要な情報を各部各班及び関係機関に提供できる体制をとる。災害対策本部設置前は、本庁は危機管理課が担当し、各区役所では市民生活課（G）が担当する。
- (2) 情報伝達媒体として、庁内放送、防災無線等の利用のほか、関係職員向けメーリングリストを活用し、平時より防災情報を広報し、情報の共有化を図る。

## 第5 災害時の広報・公聴体制の整備

### 1 広報システムの整備

市は、災害に関する情報及び被災者に関する生活情報を正確かつ迅速に提供できるように、多様な広報システムの整備を推進する。また、高齢者、障がい者、外国人等 災害時要援護者に配慮したきめ細やかな広報手段の確保に努める。

- (1) 広報車の充実
  - ① 災害時に広報活動に使用可能な市保有の拡声器付き車両、ハンドマイク等の状況を把握し、必要に応じて資機材の増強を図る。
  - ② 市有車両にて不足する事態を想定し、市内の団体・業者等から拡声器付き車両・スピーカー装置等の機材を調達できるよう、あらかじめ協定等を締結し、災害時に調達可能な品目、数量等を把握しておく。
- (2) 防災無線の点検・拡充

定期的に防災無線の聴取状況調査等を行い、災害時において、緊急の避難情報の伝達や市民向けの防災広報として機能できるよう、点検・拡充を行う。
- (3) インターネット等による情報の提供
  - ① インターネットを通じた情報提供も急速に普及しており、市ホームページの災害時の活用方法について検討するとともに、日頃から市民に対し、災害時の

広報媒体である旨周知しておく。

- ② 電子メール機能付きの携帯電話の普及により、メーリングリストを利用した電子メールによる広報手段が、設備投資の安価な情報提供媒体として期待される。このため、職員向けと市民向けの防災メーリングリストを作成し、職員および市民に参加を呼びかける。
- ③ 気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・県・市が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができる緊急速報エリアメールなどの活用に向けて周知を行う。

## 2 広報手段の周知徹底

市は、あらかじめ、市役所、生涯学習センター、小中学校等の災害時情報拠点を設定し、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておくとともに、市民に平常時から周知するよう努める。

## 3 災害時の広聴体制の整備

市は、市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、災害時に優先的に利用できる電話・ファクシミリ確保や相談窓口の設置などの広聴体制整備に努める。

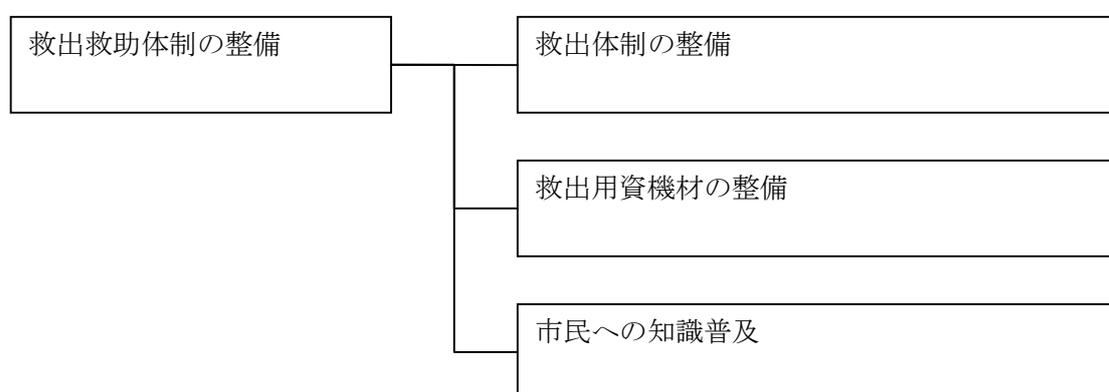
## 第3節 救出救助体制の整備

担当	各部、各区共通、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	----------------------------------

### ○基本方針

市は、災害時における火災や倒壊家屋からの救出等の人命救助活動を迅速かつ的確に実施するために、救出体制及び救出用資機材の整備充実を図る。

### ○施策の展開



## 第1 救出体制の整備

### 1 救出隊編成計画の策定

災害時における救出隊の設置を円滑に行うため、平常時より、救出隊の編成方法について、消防署、警察署、消防団及び自主防災組織等と検討し、救出隊編成計画を策定する。

### 2 消防団の教育、指導

多数の救出事象に対しては、消防職員だけでは対応が不可能と考えられるため、消防団に対し、救急救助活動を効果的に実施するための教育、指導を実施することとする。

### 3 自主防災組織の育成

消防職員、消防団だけでは対応が不可能と考えられるため、自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織に対し、救出用資機材を整備するようはたらきかける。

#### 4 関係機関との連携

- (1) 消防署、警察署、医療機関、建設資機材を有する建設業者等との一貫性のある救出体制を整備するとともに、防災訓練等を通じて検証するものとする。
- (2) 自衛隊が救出活動を実施する場合の活動体制についても、計画及び防災訓練等を通じて検証し、効率的な救出体制を整備する。

## 第2 救出用資機材の整備

多数発生することが予想される救出事象に迅速かつ的確に対処するため、地域ごとに救出用資機材を整備するとともに、その使用方法について、訓練等により熟知し、あわせて自主防災組織等に指導することとする。

## 第3 市民への知識普及

### 1 応急救護知識、技術の普及

市民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進及び救出現場の連絡方法等について周知を図る。

### 2 災害時要援護者に対する救護体制の確立

寝たきり、一人暮らしの高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する安全確保を図るため、地域住民による救護体制の充実を図る。

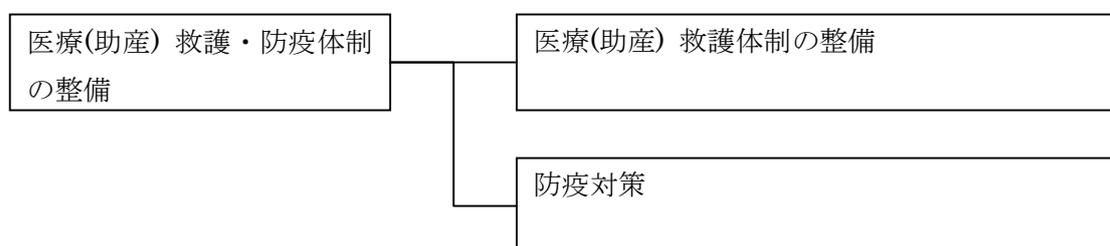
## 第4節 医療(助産) 救護・防疫体制の整備

担当	健康福祉部、各区健康福祉課（G）、市立総合病院、小高病院、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	---

### ○基本方針

市は、災害時に医療(助産) 救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産) 救護・防疫体制の整備充実を図る。

### ○施策の展開



## 第1 医療(助産) 救護体制の整備

### 1 医療(助産) 救護活動体制の確立

市は、災害による医療(助産) 救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

#### (1) 郡医師会、関係団体との協議・支援体制の確立

- ① 一時に多数の傷病者が発生し、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、郡医師会等と協議・支援体制を確立する。
- ② 歯科医師会、整骨師会、薬剤師会との協力協定締結を推進し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。

資料4-12 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

資料4-16 災害時の施術救護活動についての協定書

#### (2) 医療救護班の整備

市立総合病院における医療救護班の編成を確立するとともに、郡医師会の協力を得て、郡医師会による医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画作成を推進する。

#### (3) 応急救護所、医療救護所の整備

- ① 災害発生直後の短期間、災害現場付近で搬送前の応急措置やトリアージ(負傷者選別)等が行えるよう、中学校など救護所設置予定場所を事前に調査・検討

し、災害の発生・拡大の状況をみながら数箇所に応急救護所が設置可能な体制を整える。

- ② 災害発生直後から中長期間にわたって、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、避難施設となる小中学校や高等学校など救護所設置予定場所を調査・検討するとともに整備に努める。医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

## 2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料について「災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

## 3 血液確保体制の確立

市は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について県血液センター及び保健所と連携し市民への普及啓発を図る。

## 4 後方医療体制の整備

### (1) 災害拠点病院の整備

災害発生時に、医療救護活動の拠点となる災害拠点病院として機能するよう、市立総合病院において、施設の耐震化、医薬品及び医療用資機材の備蓄等を推進する。

- ① 耐震構造の強化
- ② 受水槽、自家発電装置等の整備強化
- ③ 備蓄倉庫の整備
- ④ 救急医療資器材の備蓄
- ⑤ 簡易ベット、仮設テント等の整備
- ⑥ 通信連絡網の整備
- ⑦ その他必要な整備

### (2) 協力病院の拡充

市災害医療拠点病院である市立総合病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。また、各病院における傷病者の収容と処置に要する処置室等の整備を図る。

資料3-3-1 医療機関等

資料3-3-2 獣医業調

## 5 傷病者等搬送体制の整備

災害発生時における傷病者、医療救護班、医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した輸送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

## 6 災害時要援護者・個別疾病対策の推進

### (1) 専門医療体制の整備

透析患者や在宅難病等の専門医療が必要となる患者への対応について、各専門医学会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

### (2) 常駐相談体制の整備

保健師等による避難施設、応急仮設住宅等への健康相談体制の確保や、精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者への対応を行えるようにする。

## 7 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、郡医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

# 第2 防疫対策

## 1 防疫体制の確立

災害時の防疫活動は、被災状況に応じて防疫隊等を編成して実施する。災害時に防疫隊等の編成を円滑に実施するよう、具体的な防疫隊等の編成方法等について、事前に検討しておくものとする。

## 2 防疫用薬剤等の備蓄

市は、消毒剤、消毒散布用機械等、災害時に緊急に調達することが困難であると予想される薬剤及び資機材等については、備蓄等により確保するとともに、災害時の調達計画を策定する。

## 3 感染症患者の医療体制の確立

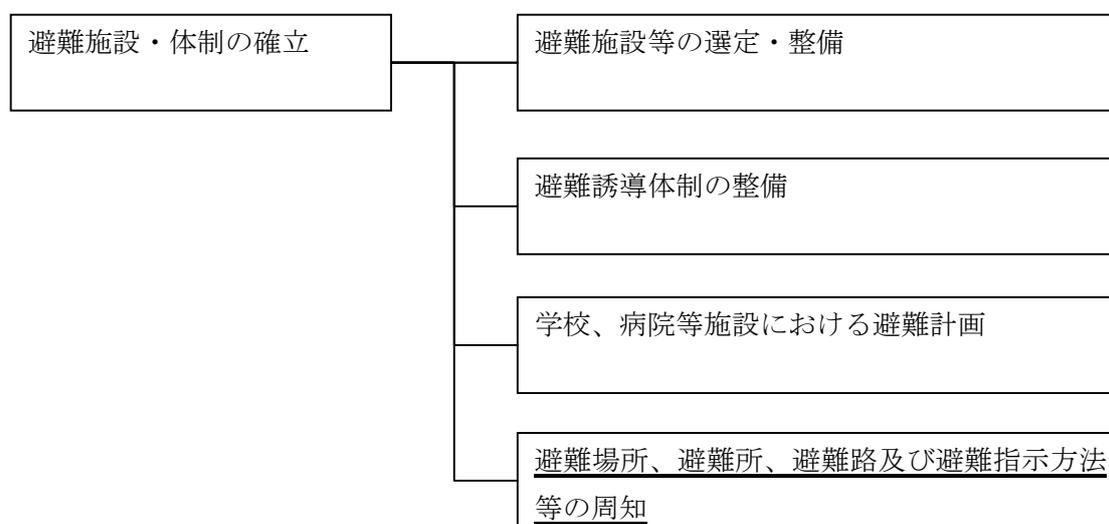
市は、災害の発生による感染症病患者または病原体保有者の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の受け入れ体制の把握と患者または病原体保有者の搬送体制の確立を図る。

## 第5節 避難施設・体制の確立

担当	各部、各区共通、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	----------------------------------

### ○基本方針

災害時には、市民や来訪者を、すみやかに危険地域から安全な場所に避難させなくてはならないため、市及び防災関係機関等において果たすべき役割分担を示し、適切な避難対策を推進する。



### 第1 避難施設等の選定・整備

市民の生命の安全を確保するため、必要な避難場所を指定し、整備するとともに、市及び防災関係各機関が相互に緊密な連携のもとに、市民を安全に避難場所に収容するための避難対策を推進する。

#### 1 避難施設等の指定状況

##### (1) 避難場所の指定状況

地震発生時や火災延焼という事態において、緊急的・一時的に避難し、生命・財産の保全を図る場所であり、小・中・高等学校運動場や公園等の施設を指定している。

##### (2) 避難施設の指定状況

被災者の住居に対する危険が予想される場合や、住宅の損壊により生活の場が失われたときに、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する仮宿泊滞在が可能な施設であり、小・中・高等学校体育館や生涯学習センター、地域の集会施

設等の施設を指定している。

資料 3-4-1 避難場所

資料 3-4-2 避難施設

## 2 避難施設等の選定基準

### (1) 避難場所の選定基準

- ① 避難場所は、安全が確保され、必要な規模を備えていること。避難場所の規模は、避難場所の有効面積に対し、避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 m<sup>2</sup> 以上を目安として算定する。なお、避難場所の有効面積とは、例えば、避難場所に学校のグラウンド等を指定した場合には、校舎等の建物を除いた部分の面積とする。
- ② 避難場所は、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定地等と重複しないように調整する。

### (2) 避難施設の選定基準

- ① 避難施設の規模は、避難施設の有効面積に対し、避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 m<sup>2</sup> 以上を目安として算定する。なお、避難施設の有効面積とは、例えば、避難施設に学校等を指定した場合には、体育館等、実際に提供可能な部分の面積とする。
- ② 避難施設は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- ③ 避難施設は、崖崩れ、浸水等の危険がないところとする。また、崖崩れ、浸水等の危険がない避難経路を確保できることとする。
- ④ 耐震構造の耐火・準耐火建築物とし、昭和 56 年以前に建築されたものは、耐震診断を行い安全が確認されたものを原則とする。また、できる限り障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去(バリアフリー化)され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とすることが望ましい。

### (3) 避難地区分けの実施

- ① 避難地区分けの境界線は、市の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。
- ② 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- ③ 避難人口は、夜間人口によるが、勤労者や観光客等により昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせるものとする。

### 3 避難施設の整備

- (1) 避難施設に指定している施設については、特に昭和 56 年以前に建築された施設については、順次計画的に耐震診断等を行って、耐震補強等の整備を推進する。
- (2) 高齢者、障がい者等に考慮した施設の整備を図る。
- (3) 避難施設において、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄倉庫、情報収集に必要な通信施設等の整備を推進する。避難施設に備えるべき施設・設備としては、次のような機能を考慮する。
  - ① 収容施設：屋内収容施設、仮設テント、毛布、暖房器具等
  - ② 給食施設：備蓄倉庫、厨房施設、炊き出し資機材等
  - ③ 給水施設：耐震性貯水槽、給水用資機材等
  - ④ 情報伝達施設：防災無線施設、非常用電源、掲示板等
  - ⑤ トイレ施設：仮設トイレ、清掃用資機材、防疫用資機材等
  - ⑥ ペット等の保管施設

### 4 福祉避難施設の選定

市は、災害時において居宅、避難施設等において生活が困難な要援護高齢者、障がい者等を対象とした福祉避難施設を選定する。

### 5 学校を指定する場合の措置

学校を避難所と指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、避難所として機能させるため、教育委員会(公立学校の場合)及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法(教職員の役割を含む。)等について事前の協議を行っておく。

### 6 県有施設の利用

市は、地域の実情等を考慮し、県有施設を避難場所又は避難所として指定するときは、事前に当該施設の財産管理者の承諾を得るとともに避難所の運営についてあらかじめ協議する。

また、市が避難所等として指定した施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

### 7 その他の施設の利用

市は、指定した避難所で不足する場合、または避難が長期化する場合には、厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

## 第2 避難誘導體制の整備

### 1 避難手順の広報

- (1) 市、消防本部(消防署、各分署)、警察署、消防団は、避難誘導の手順について協議し、マニュアル化して整備する。
- (2) 市は、避難施設及び避難方法等について、広報紙、ハザードマップ、市民防災マニュアルなどにより周知徹底を図る。
- (3) 自主防災組織では、避難情報の伝達・誘導などマニュアルを作成し、市、消防本部(消防署、各分署)の指導により訓練を行う。

### 2 標識等の整備

避難施設周辺の安全確保と標識等の整備を進める。

### 3 避難誘導體制の確立

#### (1) 避難路の安全化

市は、市民を避難施設に迅速かつ安全に避難させるため、避難路となる道路等を選定し、安全性を確認するとともに、その整備を図る。避難路の選定基準等は次のとおりとする。

- ① 避難路は、おおむね8 m以上の幅員とする。
- ② 複数の道路を選定する。

#### (2) 情報通信手段の整備

市は、避難施設となる施設には、状況に応じた速やかな対応を可能にするために、市防災無線整備を図り、各施設に配備する。

#### (3) 地域における避難方法

避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした、一定の地域、事業所単位ごとに、予め話合って取り決めた内容に基づき、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

### 4 災害時要援護者等の避難誘導體制の方法

- (1) 民生委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら要援護高齢者、障がい者等の所在等の把握に努めるとともに、要援護高齢者、障がい者等の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- (2) 県と連携を図りながら、福祉避難施設において、要援護高齢者、障がい者等の

相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

## 5 避難施設の管理運営体制の整備

施設管理者は、避難施設の管理運営を円滑に行うため、避難施設の開設及び管理運営について以下の事項を定めた管理運営マニュアルの作成に努めるとともに、定期的な訓練を行う。

- (1) 避難施設の開設方法  
勤務時間外における開設方法、開設担当職員等について定める。
- (2) 管理責任者の明確化  
避難施設毎の管理責任者を明確にする。
- (3) 自主防災組織、市民団体による運営体制の確保と運営方法等  
避難施設における運営は、避難施設に避難した住民を中心として行われるものとし、訓練等によりその周知徹底を図る。

## 第3 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

### 1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難計画を作成するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童・生徒等の保護者等への引渡方法

### 2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の

活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置(自動車の活用による搬出等)
- (5) 避難の時期(事前避難の実施等) 及びその指示伝達方法
- (6) 避難施設及び避難経路の設定並びに収容方法

避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。

- (7) 避難者の確認方法
- (8) 家族等への連絡方法

### 3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難施設についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

### 4 その他の防災上重要な施設の避難計画

高層ビル及び駅等の不特定多数の人間が出入りする施設の管理者は、それぞれの施設の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

### 5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、大地震等による広域避難を想定し、県や関係団体の助言や協力を得て、搬送方法も含めた避難計画を策定する。

## 第4 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

市は、避難の万全を期するため、広報紙、パンフレット等の活用やピクトグラムや多言語表示による掲示板の設置により、住民に地域内の避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、広報を行うなど周知徹底を図る。

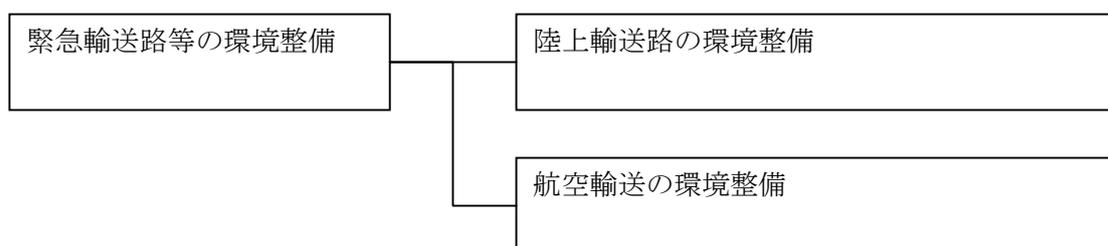
## 第6節 緊急輸送路等の環境整備

担当	建設部、各区建設課（G）、原町区都市整備課、経済部、各区産業課（G）、各区地域振興課（G）、教育委員会、各区地域教育課（G）、生涯学習課、図書館、その他関係機関
----	--

### ○基本方針

大規模災害時には、応急対策に係る諸活動に必要な物資、資機材、人員及び被災者、避難者等を広域的に緊急輸送する必要があるため、市は、陸上及び航空輸送に分けて、それぞれの輸送ルートでの環境整備を図る。

### ○施策の展開



## 第1 陸上輸送路の環境整備

### 1 緊急輸送路の指定

国・県道及び市道について、災害時に市内をネットワークで結べるように、主要幹線道路を緊急輸送道路として指定し、車両及び緊急物資のスムーズな移動を確保する。

#### (1) 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で最優先に確保すべき路線

#### (2) 第2次確保路線

県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線

#### (3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路で、市災害対策本部、輸送拠点と避難施設、地区防災拠点等を結ぶ市内の緊急輸送を確保するため、次の施設を結ぶ道路を指定する。

- ① 市役所(区役所含む)、市立総合病院、消防本部、警察署等の主要公共施設
- ② 避難施設

③ 集積場所、輸送拠点、臨時ヘリポート

資料 3-5-1 緊急輸送路(資料編 P75)

## 2 集積場所・輸送拠点

災害時の物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を整備する。また、その必要があるときは民間との協定締結も推進する。

※集積場所は現在、調整中です。

集積場所	所在地	集積可能面積	電話番号
小川町体育館	原町区小川町 322-1	960 m <sup>2</sup>	23-1055
馬事公苑	原町区片倉字畦原 4-1	2,800 m <sup>2</sup>	24-4511
小高中学校体育館	小高区吉名字中坪 1	1,350 m <sup>2</sup>	44-2023
小高小学校体育館	小高区関場 1 丁目 1	1,149 m <sup>2</sup>	44-2022
鹿島農村環境改善センター	鹿島区寺内字迎田 22-1	360 m <sup>2</sup>	46-1040

## 第 2 航空輸送の環境整備

### 1 臨時ヘリポートの整備

臨時ヘリポートは現在 6 箇所であるが随時増設を予定している。災害対策本部、避難施設、輸送拠点等を十分に勘案しながら、その施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え必要な整備を進める。

※臨時ヘリポートは現在、調整中です。

施設名	所在地	施設管理者	電話	面積
雲雀ヶ原祭場地	原町区牛来字出口	相馬大田神社	神社 23-2058 緊急(市観光交流課) 24-5263	80,811 m <sup>2</sup>
萱浜ニュースポーツ広場	原町区萱浜巢掛場	南相馬市	文化スポーツ課 24-5219	12,390 m <sup>2</sup>
小高西部運動場	小高区飯崎字北原 51	南相馬市	文化スポーツ課 24-5219	14,618 m <sup>2</sup>
株式会社 D N P ファインケミカル敷地内	小高区蛭沢字笠谷 26	株式会社 D N P ファインケミカル	44-2171	8,332 m <sup>2</sup>
鹿島中学校	鹿島区寺内字落合 28	南相馬市	46-2019	51,800 m <sup>2</sup>
南右田駐車場	鹿島区南右田字二ツ沼 115	南相馬市	46-2115	21,779 m <sup>2</sup>

## 第7節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

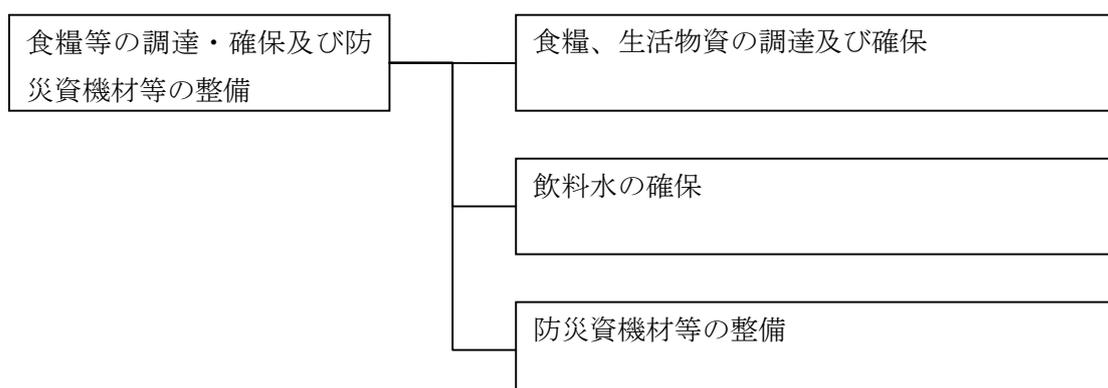
担当	健康福祉部、各区健康福祉課（G）、上下水道部、教育委員会、各区地域教育課（G）、原町区地域生涯学習課、図書館、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	---

### ○基本方針

市及び関係機関は、災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

また、災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災用資機材の整備充実に努めるとともに、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

### ○施策の展開



## 第1 食糧、生活物資の調達及び確保

### 1 食糧の確保

#### (1) 非常用食糧の確保の目標

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

また、市は、非常用食糧の備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置

を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。また、災害応急対策に従事する職員用として食糧の確保に努めるものとする。

非常用食糧としての備蓄品は、保存期間が長く、調理不要のものとし、分散備蓄をする。また、高齢者等に配慮した食糧の備蓄にも努める。

非常用食糧としては、つぎのような品目があげられる。

- ① 乾パン
- ② 缶詰
- ③ 粉ミルク(乳児用、哺乳瓶も必要)
- ④ 即席麺
- ⑤ アルファーマ
- ⑥ おかゆ(高齢者用)

## (2) 非常用食糧の調達

市は、あらかじめ食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける等の協力体制を整備するものとする。

## (3) 住民の自主的な備蓄の推進

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や市民に対し、7日分以上の備蓄に努めるよう啓発を図る。

また、自主防災組織や市民、事業所に対し、広報紙、ホームページ、防災訓練等、あらゆる機会を通じて食料等の備蓄実施を促進する。

## (4) 備蓄体制の整備

市は、国、県及び関係機関と連携し、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、市に立地している企業(卸売業者、小売業者等)との物資に関する協定やバス・トラック・タクシー事業者との輸送に関する協定の締結を推進する。

また、備蓄にあたっては、大規模災害を想定した、初動対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格や避難所の位置を勘案した分散備蓄の観点に対しても配慮する。さらには、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

## 2 生活物資

### (1) 備蓄品目と確保の目標

福島県地震・津波被害想定調査に基づく、双葉断層地震による想定避難者数に対応した数量の備蓄を目標とし、調達が可能な物資であり、初期対応に必要なものを除いては、備蓄ではなく調達によるものとする。

大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。

備蓄等が必要な生活物資としては、次のような品目があげられる。

- ① 寝具(毛布等)
  - ② 衣料品(下着、作業着、タオル、紙おむつ)
  - ③ 炊事器具(卓上コンロ、カセットボンベ)
  - ④ 食器・日用雑貨
  - ⑤ 暖房器具
  - ⑥ 易トイレ 等
- (2) 生活物資の調達
- 市は、卸売業者、小売業者及びこれら関係機関と物資調達に関する協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける等の協力体制を整備するものとする。
- (3) 市民の自主的な備蓄の推進
- 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や市民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えるよう啓発を図る。

## 第2 飲料水の確保

### 1 応急飲料水の確保

- (1) 市は、拠点給水、運搬給水での目標給水量を被災者1人1日3ℓ、3日で9ℓを目安とした応急飲料水を確保するため、応急給水資機材(給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等)の整備(備蓄)に努める。
- (2) 市は、平常時から生活用水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- (3) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や市民に対し、7日分以上の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 市は、食糧品とともに飲料水(ペットボトル等)についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、地震災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

### 2 資機材等の整備

- (1) 市は、応急給水用として給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等資機材の整備に努める。
- (2) 市は、避難施設における応急給水及び飲料水の確保のため、耐震性貯水槽等の整備を図る。

### 第3 防災資機材等の整備

#### 1 備蓄倉庫等の整備

市は、分散備蓄を図るため、備蓄拠点施設(防災拠点施設、各小中学校・生涯学習センター等)における食糧等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるものとし、学校の空き教室等の活用についても検討する。備蓄する食糧、生活物資の品目は、「第1 食糧、生活物資の調達及び確保」に記す。また、備蓄品の数量、有効期限等を把握できるよう、管理方法を検討する。

#### 2 防災資機材等の整備

- (1) 市及び消防本部(消防署、各分署)は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材の整備充実を図る。応急活動用資機材としては、次のような資機材があげられる。
- ① エンジンカッター
  - ② 油圧切断機
  - ③ 油圧スプレッダー
  - ④ 発電機
  - ⑤ 投光機
  - ⑥ スコップ
  - ⑦ ツルハシ
  - ⑧ 掛矢
  - ⑨ 水防シート
  - ⑩ 土のう袋
  - ⑪ ロープ 等
- (2) 市は、長期間の避難者受入が可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。
- (3) 大規模災害時においては、長期間にわたり、給食、炊き出しを実施するおそれがあるため、小中学校を中心に、給食・炊き出し設備の充実を図る。
- (4) 自主防災組織の活動に必要な資機材については、整備の充実を図る。また、非常時に機材が正常に機能するよう、点検日を定め計画的な点検を行い、構成員全員が点検に参加できるよう心がける必要がある。
- 自主防災組織の整備すべき資機材は、次のような資機材があげられる。

区分	品名
情報伝達	電池メガホン
消火用品	消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ
救出・障害物除去	バール、丸太、折畳みはしご、のこぎり、掛矢、斧、スコップ、ツルハシ、一輪車
救急用品	担架、救急セット
避難用品	強力ライト、ロープ、小型発電機
給食給水用品	釜(かまど付き)、鍋、受水槽
その他	テント・天幕、ビニールシート、倉庫

### 3 燃料等の確保

災害時の車両及び資機材等の燃料を確保するため、指定給油業者等と連携を図る。

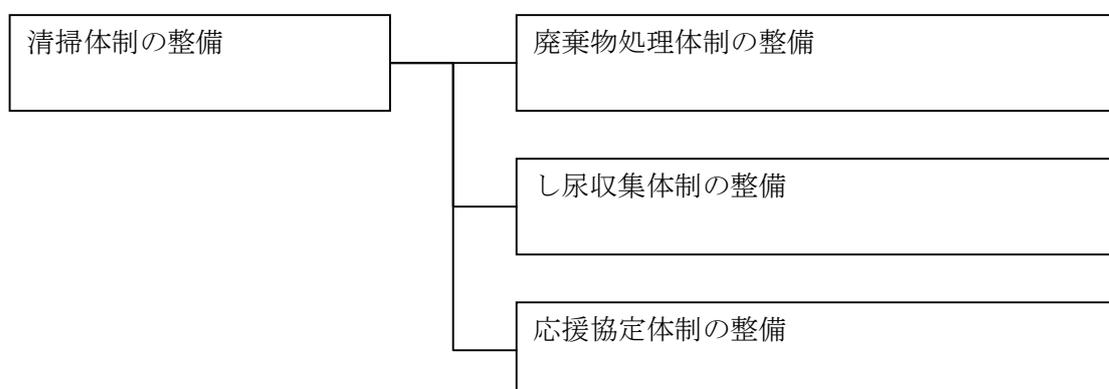
## 第8節 清掃体制の整備

担当	市民生活部、各区市民生活課（G）、建設部、都市計画課、各区建設課（G）、区都市整備課、その他関係機関
----	--

### ○基本方針

市は、災害により排出され、又は処理量の増加した生活ごみや、し尿等の廃棄物を迅速かつ確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

### ○施策の展開



## 第1 廃棄物処理体制の整備

### 1 廃棄物等の仮置場の確保

#### (1) 仮置場候補地

がれきや粗大ごみ等の災害廃棄物は、大量に排出されることが見込まれることから、処理施設の処理能力をはるかに超過することが想定されるため、災害廃棄物の仮置場候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

なお、仮置場は、住民の避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、居住地域を避け、災害の発生規模に応じて設置するものとする。

#### (2) 仮置場選定の条件

仮置場の条件としては、次の項目が挙げられる。

- ① 仮置場において、中間処理や選別作業が行われるため、ある程度のまとまった面積が必要である。
- ② がれきや粗大ごみ等が大量に搬入されるため、搬入路が整備されていることが望ましい。
- ③ 廃棄物のうち、感染性廃棄物については、感染被害の予防のため、一般の廃

棄物とは別に仮置場を確保する必要がある。

- ④ 仮置場は数年単位の長期的な仕様になる場合も予想され、悪臭や衛生害虫獣、粉じん等の発生が考えられるため、周辺環境の保全に配慮する必要がある。

## 2 廃棄物処理施設及び最終処分場の整備

廃棄物処理施設については、災害時の安全性の点検を行い、問題があれば補強を行うものとする。

## 3 災害時の廃棄物収集計画の作成

- (1) 災害時における収集場所の変更、避難施設における収集等への対応方法について、廃棄物に係わる事業者と協議を行い、平常時より収集計画を検討しておくこととする。資料3-6-2 廃棄物処理業組合、一般廃棄物処理業許可業者
- (2) 災害時の廃棄物の収集を円滑に実施するために、廃棄物の収集方法(収集日時、収集場所、分別方法等)に関し、市民向けの災害時の広報方法を検討しておくこととする。

# 第2 し尿収集体制の整備

## 1 仮設トイレの整備

- (1) 必要地区の把握

仮設トイレが必要となるのは、下水道施設が普及し、水洗式トイレを利用している地区である。災害時に仮設トイレが必要となると予想される地区をあらかじめ把握しておき、個別行動マニュアルを参考とする。

- (2) 仮設トイレの整備

- ① 災害時に避難施設、住宅地内で下水道施設の使用できない地区に仮設トイレを配備できるよう整備を図る。
- ② 災害時要援護者対策として、車椅子にも対応した仮設トイレも配備できるよう配慮することとする。

## 2 処理施設の整備

し尿収集施設、下水処理施設、下水道管の災害時の安全性を診断し、問題がある場合には、補強等の対策を実施するものとする。

### 3 収集業者との調整

災害時におけるし尿の収集運搬を円滑に実施できるよう、平常時より収集業者等と連絡調整を図るものとする。

資料 3-6-1 し尿収集業者

## 第3 応援協力体制の整備

災害時には、がれきや一般廃棄物の迅速かつ確実な処理が要求されるため、事業者が被災した場合や処理量が増大した場合の処理計画を検討しておくものとする。

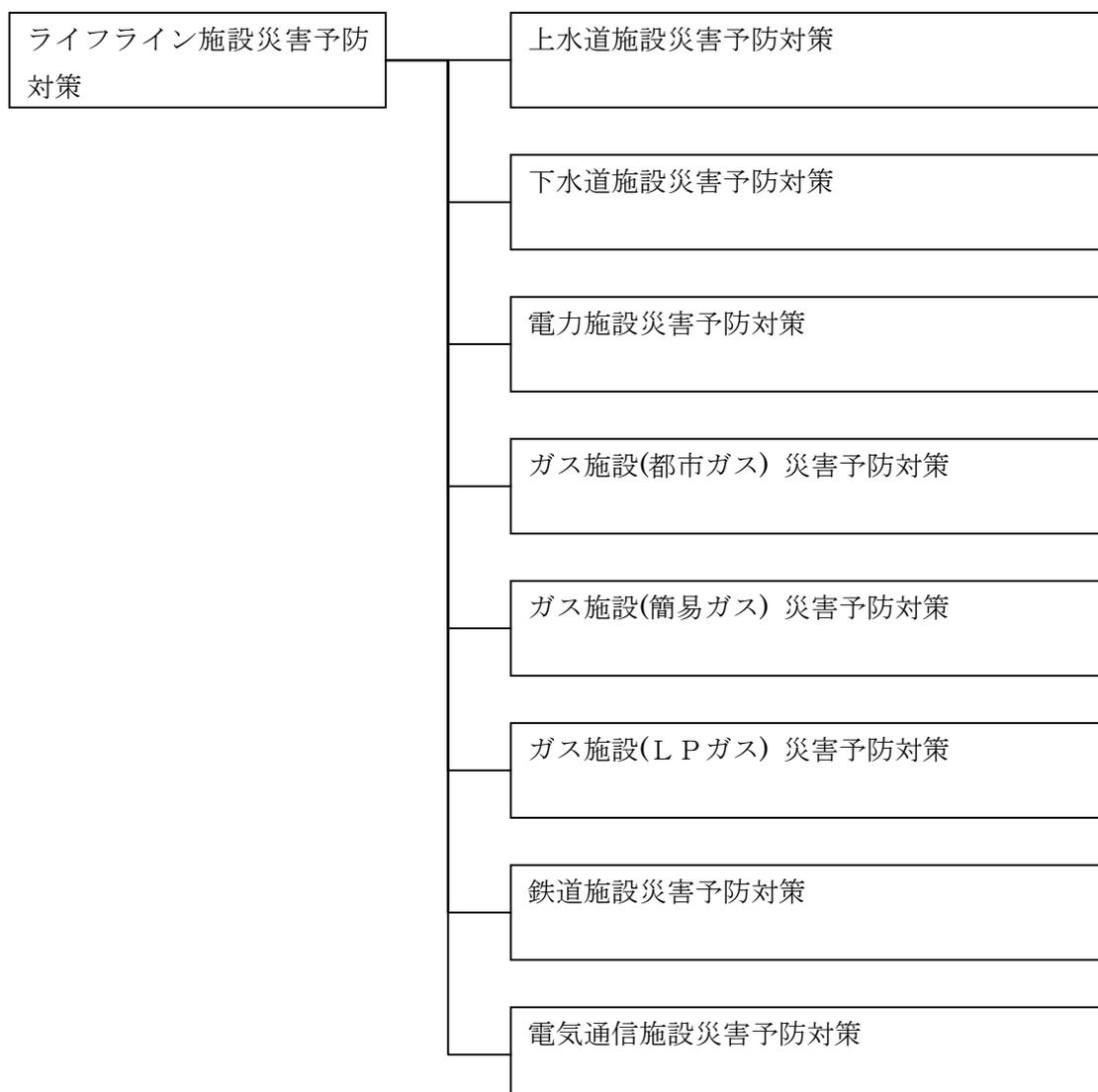
## 第9節 ライフライン施設災害予防対策

担当	建設部、各区建設課（G）、区都市整備課、上下水道部、その他関係機関
----	-----------------------------------

### ○基本方針

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであることから、それぞれの事業者はライフライン施設の防災性能を強化して、災害時の被害を最小限にとどめ、かつ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な施策及び予防措置を講ずる。

### ○施策の展開



## 第1 上水道施設災害予防対策

### 1 水道施設等の整備

水道事業者は、水道施設のより一層の防災性能の向上を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- (2) 浸水、土砂災害等から水道施設を守るため、水道施設及び周辺の点検を行い、必要に応じて防災対策を推進するものとする。
- (3) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、被害の軽減等を図るものとする。
- (4) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化及び耐火性能の向上を図るものとする。

### 2 応急復旧用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

### 3 相互応援

水道事業者は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員の確保のため、隣接水道事業者等並びに災害時に同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

## 第2 下水道施設災害予防対策

### 1 下水道施設の整備

下水道施設の管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震等の災害に対して次の対策を実施するものとする。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設については耐震計算を行い被害の防止に努めるとともに、その他の施設については、ある程度の地震被害等を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点を置いた整備を図るものとする。

- (2) ポンプ場及び処理場では、洪水、土砂災害等の被害を受けないよう、必要な防災施設・設備の整備に努めるとともに、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図るものとする。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮するものとする。
- (3) 災害の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うものとする。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行うものとする。
- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震等による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図るものとする。

## 2 応急復旧用資機材の確保

復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、建設業組合及び管工事協同組合等に協力を求めるものとする。

## 3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

# 第3 電力施設災害予防対策

東北電力(株)は、電力施設の防災性能の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定した電力の供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

## 1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

## 2 事業計画

- (1) 施設の耐震性等防災性能の強化計画
- (2) 電気工作物の調査・点検等
- (3) 災害対策用資機材（移動電源車等）の確保
- (4) 災害対策用資機材の輸送体制の確立
- (5) 防災訓練等の実施

## 第4 ガス施設(都市ガス) 災害予防対策

ガス取扱事業者は、ガス施設の耐震性等防災性能の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定したガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

### 1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織についての災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておくものとする。

## 2 事業計画

災害応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

- (1) 設備の耐震性等の強化計画
- (2) 情報収集のための無線等通信設備の整備
- (3) 防災資機材の管理等
- (4) 有資格者の情報共有
- (5) 復旧計画の策定
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災関係機関との相互協力

## 第5 ガス施設(簡易ガス) 災害予防対策

各簡易ガス事業者は、ガス施設の耐震性等防災性能の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定したガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

## 1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

## 2 事業計画

災害応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

- (1) 設備の耐震性等防災性能の強化計画
- (2) 情報収集のための無線等通信設備の整備
- (3) 防災資機材の整備等
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災関係機関との相互協力

# 第6 ガス施設(LPガス) 災害予防対策

各LPガス取扱事業者は、ガス施設の耐震性等防災性能の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定したガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

## 1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

## 2 事業計画

災害応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

- (1) LPガス設備の耐震性等防災性能の強化計画
- (2) 情報収集のための無線等通信設備の整備
- (3) 防災資機材の管理等
- (4) 有資格者の情報共有
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災関係機関との相互協力

## 第7 鉄道施設災害予防対策

東日本旅客鉄道(株)は、災害時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震化等防災性能を強化し、被害を最小限にとどめるよう、施設毎に予防措置を講ずるものとする。

### 1 防災体制の確立

- (1) 災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。
- (2) 災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、災害対策組織内での状況報告の方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関及び市と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておくものとする。

### 2 事業計画

- (1) 施設の耐震性等防災性能の強化計画
- (2) 地震計の設置
- (3) 防災資機材の確保及び輸送体制の確立等
- (4) 防災業務施設及び設備の整備
- (5) 電力の確保
- (6) 防災訓練の実施

## 第8 電気通信施設災害予防対策

NTT東日本は、災害時においても通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

### 1 実施計画

電気通信施設を確保するために次の諸施策を計画し、実施する。

- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- (2) 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に特設公衆電話を設置し、一般市民の使用に供する。
- (3) 避難所施設(体育館や公会堂等)に電話用モジュラージャックを設置し、災害時に電話を接続して無料の公衆電話として開設する。
- (4) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害(火災)に比較的弱いので、地下

化の望ましい区間は地下化を促進する。

- (5) 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- (6) 商用電源が停止した場合の対策として、通信保持する蓄電池容量の適正化を図り、発電用予備エンジンを常備する。
- (7) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置、非常用可搬型交換装置等を主要地域に配備するとともに、大規模災害時はレスキュー隊、及び応急復旧隊による広域応援体制の発動を行う。

## 2 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう次の訓練を、単独又は共同するなどして実施する。

- (1) 気象に関する情報伝達訓練
- (2) 災害時における通信疎通訓練
- (3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (4) 消防及び水防の訓練
- (5) 避難及び救助訓練

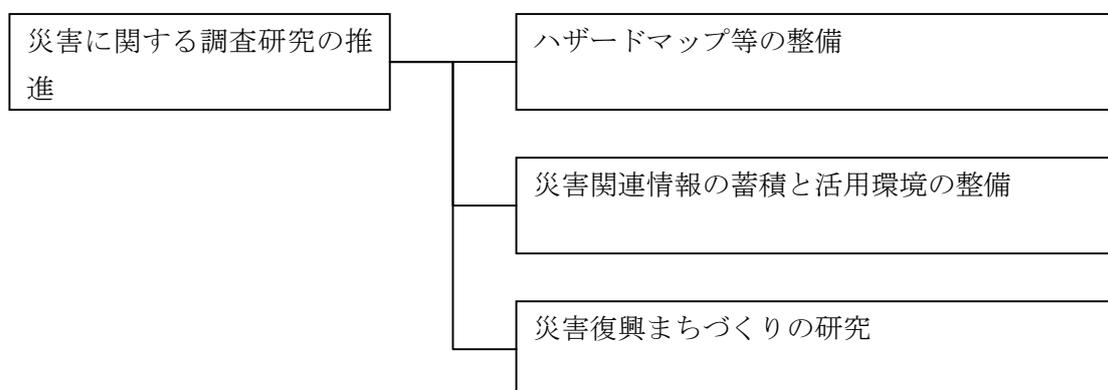
## 第10節 災害に関する調査研究の推進

担当	各部、各区共通、その他関係機関
----	-----------------

### ○基本方針

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害の要因、避難方法等の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興を行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

### ○施策の展開



## 第1 ハザードマップ等の整備

災害時における地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、災害の発生危険箇所や災害時の避難方法等を明記した地震・津波ハザードマップ、揺れやすさハザードマップ、液状化ハザードマップ、津波避難ハザードマップ、洪水ハザードマップ、市民防災マニュアル等を作成し、市民に配布する。

## 第2 災害関連情報の蓄積と活用環境の整備

浸水実績や土砂災害の発生箇所等の災害実績情報、災害危険箇所等の災害素因情報を地理情報システムとして、空間的に整備する。また、整備した情報は、庁内をはじめ、関係機関に対し、積極的に情報の提供、共有化を進めることにより、まちづくりや道路、公園等の整備等、災害に強いまちづくりに有効に活用されるように努める。

### 第3 災害復興まちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災により、密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興(新しいまちづくり)が円滑に進められるよう、あらかじめ密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画について、市民とともに検討する。

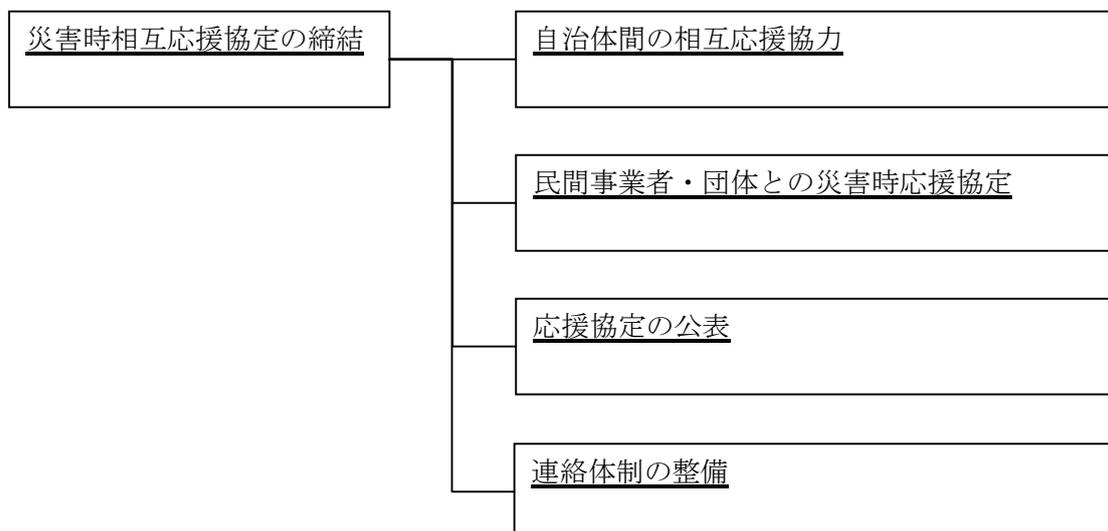
## 第11節 災害時相互応援協定の締結

担当	各部、各区共通、その他関係機関
----	-----------------

### ○基本方針

市は、大規模災害発生時は、本市だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

### ○施策の展開



## 第1 自治体間の相互応援協力

### 1 市町村間の枠組み

相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結を推進する。

友好都市、姉妹都市及び文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や物資等の型支援、避難者の受入などについての相互応援協定の締結を推進する。

## 第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

市は、平常時から関係機関、民間事業者・団体等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、廃棄物の処理、医薬品の供給等)については、予め、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

### 1 食料、生活必需品等の供給

市は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定を締結し、また、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を進め、災害発生後の時間経過により、変化する被災者のニーズに応じた物資の調達を進めるものとする。

### 2 し尿処理、仮設トイレ等の確保

市は、あらかじめし尿処理や仮設トイレ等を扱う民間の事業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村との応援体制を整えておくものとする。

### 3 有資格者の確保

市は、応急対策を行う建設事業者等と有資格者の確保に関する協定の締結を進めることにより、災害応急対策を行う上で必要となる有資格者の所属や居住地等の情報の共有を事業者と行うものとする。

### 4 避難所における連絡手段の確保

市は、避難所における情報連絡手段を確保するため、通信事業者と協定の締結を行い、事前に避難所となる施設(体育館や公会堂等)に電話用モジュージャックを取り付けることで、災害時には市職員や施設管理者が電話をつなぎ、無料の公衆電話として開設し外部との連絡を行うことができるよう、通信事業者と連携し避難所の整備を進めるものとする。

### 5 他の市町村からの広域一時滞在の協定締結

市は、協定に基づき、他の市町村からの避難者を受入れることができるよう、県と連

携し、広域一時滞在に対応できる施設等や食糧等の供給体制をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### 第3 応援協定の公表

市は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

### 第4 連絡体制の整備

市は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。

また、協定締結先においては、災害発生時に県等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

## 第3章 市民の防災活動の促進

### 第1節 防災教育の推進

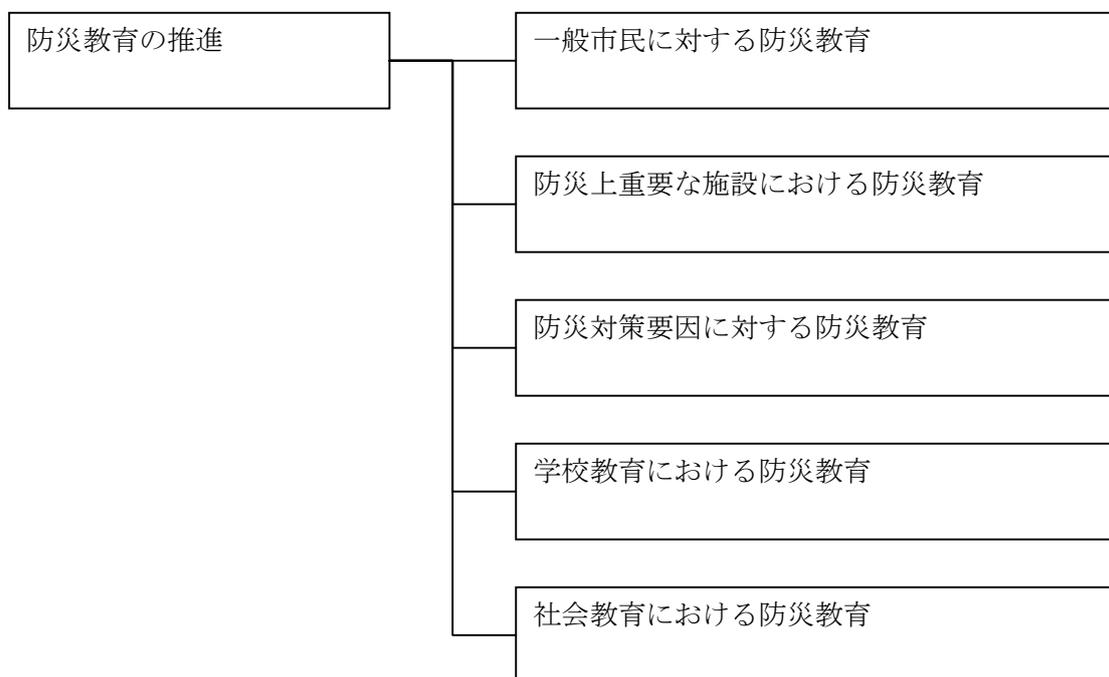
担当	各部、各区共通、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	----------------------------------

#### ○基本方針

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、市、消防本部(消防署、各分署)及び防災関係機関は日頃から防災対策を進めるとともに、市民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に実施し、自助・共助の取り組みを充実させることが重要となる。

このため、市、消防本部(消防署、各分署)及び防災関係機関は、市民に対し防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

#### ○施策の展開



#### 第1 一般市民に対する防災教育(防災知識の普及啓発)

市、消防本部(消防署、各分署)及び防災関係機関は、災害発生時における対応等の

防災知識について、広く市民に普及啓発を行うものとする。

## 1 実施期間

実施時期については、災害予防運動期間や災害が発生しやすい以下の時期を重点とし、併せて年間を通じた計画的な普及啓発活動に努めるものとする。

普及啓発の内容	実 施 時 期	
風水害予防に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防止週間	6月1日～6月7日
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
地震災害予防に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日

## 2 普及の内容

### (1) 防災知識

防災知識の普及啓発にあたっては、自分の命は自分で守るという考えのもと、市民一人ひとりが日ごろから心がけておくべき実践的な予防や対策について十分配慮したものとする。

- ① 過去の被災状況
- ② 災害発生時の心得等の災害に関する一般的な知識
- ③ 地震・津波等の災害とその特性に関すること
- ④ 災害に備えた備蓄等
  - ア 7日分以上の食糧、飲料水等の備蓄
  - イ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ⑤ 家庭での予防・安全対策
  - ア 家具等の転倒防止対策
  - イ 耐震診断・耐震改修 等
- ⑥ 応急救護方法
- ⑦ 避難方法、避難施設、住宅内外の危険箇所の把握

### (2) ハザードマップの設置

市は、ハザードマップ等を人の集まる公共・民間施設などに設置する。

### 3 普及の方法

#### (1) 各種防災訓練、講演会等

市、消防本部(消防署、各分署)及び防災関係機関は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するものとする。また、地震体験車等の地震疑似体験装置等を積極的に利用し、より訴求効果の高い効果的な教育を行う。

#### (2) 広報

広報みなみそうま及び広報車による広報、防災の手引、パンフレット等の作成・配布により、市民一人ひとりに十分内容が理解できるものとする。

#### (3) 報道機関の利用

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の積極的な利用を図るものとする。

### 4 地域防災力の向上

市は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

## 第2 防災上重要な施設における防災教育

消防本部(消防署、各分署)及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設については、防火管理制度の効果的運用とともに、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

### 1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等は、自力での避難が困難な人が多く利用しており、災害発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救助及び救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を利用して理解を得られるよう努めるものとする。

### 2 ホテル及び旅館等における防災教育

#### (1) 避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設等については、災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的の実施するものとし、管理者に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

#### (2) 防火管理体制の強化

出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部(消防署、各分署)は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるよう指導に務める。

### 3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

不特定多数の人々が集まる施設(大規模小売店舗及びレクリエーション施設等)の管理者は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

## 第3 防災対策要員に対する防災教育

市、消防本部(消防署、各分署)、防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会を定期的で開催するなど、必要な防災教育を実施するとともに、即応できる防災リーダーや専門性を備えた人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

### 1 新任研修

新たに職員に採用された者に対し、新任研修の一項目として実施するものとする。実施内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 活動の概要
- (2) 防災関係職員としての心構え
- (3) 役割の分担

### 2 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的の実技習得演習を実施するものとする。

### 3 その他の研修、講習会

その他必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、県または防災関係機関が実施する研修会、講習会、講演会等に職員を派遣するものとする。

#### (1) 防災講習会

学識経験者及び防災関係機関の専門職員等を講師として招き、災害の原因、対策等の専門的知識の高揚を図る。

#### (2) 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明、研修会等を実施し、趣旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築、その他防災技術の習得を図る。

#### (3) 検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

#### (4) 見学、現地調査

防災機関施設、防災関係研究機関等の見学ならびに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

#### (5) 印刷物の作成・配布

職員初動マニュアル、個別行動マニュアルを作成し、職員に配布する。

## 第4 学校教育における防災教育

### 1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として児童・生徒及び職員の生命、身体の安全を守るために行うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については、学校種別や児童・生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

### 2 学校等の行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な向上と訓練の充実を図るため、消防本部等から防災の指導者を招いた避難訓練や地震疑似体験の実施等、内容を工夫する。

また、市は、園児・児童・生徒等の被災時の保護者への引き渡し方法や避難方法につ

いて、予めルールを定めるよう学校等に指導するものとする。

### 3 教科等による防災教育

教科においては、社会科教育や理科教育等の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

### 4 教職員に対する防災研修

市教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の園児・児童・生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

## 第5 社会教育における防災教育

生涯学習センター活動等における研修、集会等の機会を通じ、必要に応じて災害に対する知識の普及に努めることとする。

### 1 講座

気象や地震等に関する基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに編成するものとする。

### 2 実習

救助の方法、特に人工呼吸に対する知識と技術について体得させるものとする。

### 3 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行うものとする。

#### 4 見学

防災関係機関、施設ならびに防災展等の見学を行うものとする。

#### 5 印刷物

防災関係資料等を収集して、パンフレットを作成配布するとともに、機関紙に関係記事を記載するものとする。

## 第2節 防災訓練の充実

担当	各部、各区共通、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	----------------------------------

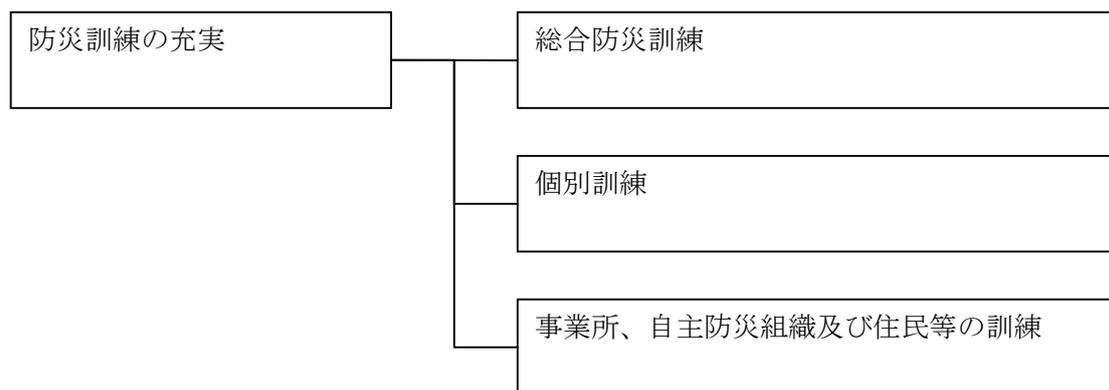
### ○基本方針

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。

このため市は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の参加についても配慮するものとする。

### ○施策の展開



## 第1 総合防災訓練

### 1 方針

災害対策基本法第48条に基づき防災関係機関団体及び市民が一体となり、総合的共同訓練を実施し、災害応急対策の習熟と協力体制の緊密化及び市民の防災意識の高揚を図るものとする。

なお、南相馬市総合防災訓練については各区持ち回りで実施する。

また、市は、県が実施する防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災訓練に参画するほか、県及び防災関係機関と連携して高度かつ実践的な訓練を行うものとする。

## 2 実施要領

大規模な地震・津波、風水害等同時多発の災害を想定し、地震発生から津波来襲までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とする「南相馬市総合防災訓練実施要領」を策定して実施する。

### (1) 参加機関

- ① 市及び県出先機関の防災関係機関
- ② 応急対策活動を要する公共機関
- ③ 公共的団体等
- ④ 消防団
- ⑤ 一般市民等

### (2) 実施場所及び時期

総合防災訓練は、年1回以上実施するよう努めるものとし、毎年度関係機関と協議の上決定するものとする。

なお、冬期等避難行動に支障をきたす場合を想定し訓練を行うよう配慮する。

### (3) 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて実施するものとする。

- ① 非常招集・動員、本部運営
- ② 災害情報収集、広域応援要請、被害状況調査、情報伝達
- ③ 通報、避難、避難誘導(災害時要援護者誘導も含む)、救助、救急
- ④ 初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- ⑤ 給水、給食(たき出し)、避難所設置、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- ⑥ 警備、交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- ⑦ 水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- ⑧ 救援物資緊急輸送等

### (4) 実施方法

- ① 「総合防災訓練実施要領」に定める「被害規模状況」及び「訓練進行要領」に基づき、参加各機関がそれぞれ「細部訓練実施要領」を策定して実施するものとする。
- ② 訓練の指揮命令系統は、参加機関ごとの系統によるものとし、想定に基づく訓練の進行の円滑を図るため、訓練総合本部を設けるものとする。

## 第2 個別訓練

市及び防災関係機関は、第1に掲げる防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。

### 1 消防訓練

消防訓練は次の事項別に行うものとする。

- (1) 消防用機械器具操法訓練
- (2) 機関運用及び放水演習
- (3) 操縦訓練
- (4) 非常招集訓練
- (5) 人命救助訓練
- (6) 飛火警戒訓練
- (7) 通信連絡訓練
- (8) 破壊消防訓練
- (9) 出動訓練
- (10) 財産保護訓練
- (11) 林野火災防御訓練
- (12) 危険物火災等特殊火災防御訓練
- (13) 車両火災防御訓練
- (14) 自衛消防隊教育訓練

### 2 災害避難救助訓練

災害避難救助訓練はあらゆる災害を想定し、人命損傷の絶無を期することを目標に行うものとする。

- (1) 通信連絡訓練(災害避難救助のための通信連絡訓練)  
災害情報の伝達、被害報告、対策の連絡訓練
- (2) 非常招集訓練(災害避難救助のための招集訓練)  
災害対策本部員の招集訓練
- (3) 避難誘導訓練  
避難命令の伝達、誘導方法、避難施設の指定、避難誘導担当組織の命令系統及び報告等の訓練、適正避難の訓練
- (4) 救護訓練  
救護班員による救護訓練
- (5) 救出訓練  
生命・身体が危険な状態にある者を救出し保護する訓練

- (6) 物資輸送と給水の訓練  
救助物資の輸送、飲料水の供給を目的とする訓練
- (7) 炊き出し訓練  
避難者、災害対策に従事する者に対する炊き出しの訓練
- (8) 水難救助訓練(海難救助訓練)  
水難者の救助を目的とする訓練

### 3 非常招集訓練

非常招集訓練は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策に従事する班員の非常招集に関する訓練である。

- (1) 非常招集命令の伝達
- (2) 集合方法
- (3) 集合班員の点検
- (4) 応急対策活動の指示、伝達

### 4 水防訓練

別に定める南相馬市水防計画書による。

### 5 災害通信訓練

災害通信訓練は、災害の予防、応急対策の際の人命の救助、救護、交通通信の確保及び各種連絡、報告のために行う訓練でおおむね次に掲げるものとする。

- (1) 有線訓練  
有線系統によって非常通報を迅速かつ的確に実施する訓練
- (2) 無線訓練  
防災行政無線、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、災害現場から避難救助等に関する非常連絡事項を迅速かつ的確に関係機関まで伝達する訓練
- (3) 災害通信訓練  
有線及び市防災行政無線が使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

### 6 災害対策本部運営訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集及び県から派遣される情報連絡員(リエゾン)との連携等、本部の運営を適切に行うた

め、災害対策本部運営訓練を実施する。

## 7 避難所設置運用訓練

市は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

## 第3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

災害時に自らの生命及び財産の確保をするためには、市民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関連機関との連携を深めておく必要がある。

### 1 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、スーパー、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策活動により、市、消防本部(消防署、各分署)及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

### 2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部(消防署、各分署)等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び災害時要援護者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

### 3 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的に参加し、防災教育施設での体験訓練、平常時からの家族間等の連絡方法や集合先避難場所等の取り決め等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

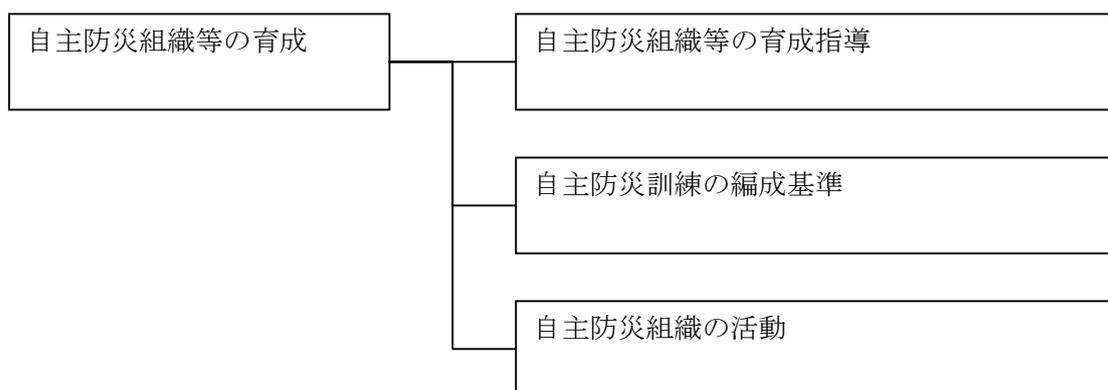
### 第3節 自主防災組織等の育成

担当	市民生活部、各区市民生活課（G）、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、その他関係機関
----	---

#### ○基本方針

災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、市及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日ごろから防災活動を積極的に行うことが重要であり、自主防災組織の育成に努める。

#### ○施策の展開



### 第1 自主防災組織の育成指導

- (1) 市及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、市民に対し、災害発生時における自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識の醸成を図るものとする。
- (2) 市は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。
- (3) 自主防災組織の育成策として、次のような方策を実施する。
  - ① 積極的な防災情報の提供
    - ア パンフレット、ポスター、手引書等の配布

- イ 防災に関する講演会、座談会等の開催
- ウ 地域の災害危険箇所の点検、改善などの指導
- ② 人材の育成
  - ア 自主防災組織のリーダー研修の開催
  - イ 地区担当職員の指名や行政職員の自主防災組織への取り組み
- ③ 補償制度の充実
  - ア 訓練活動に伴う傷害への補償、賠償
  - イ 災害時の活動に伴う傷害への補償、賠償

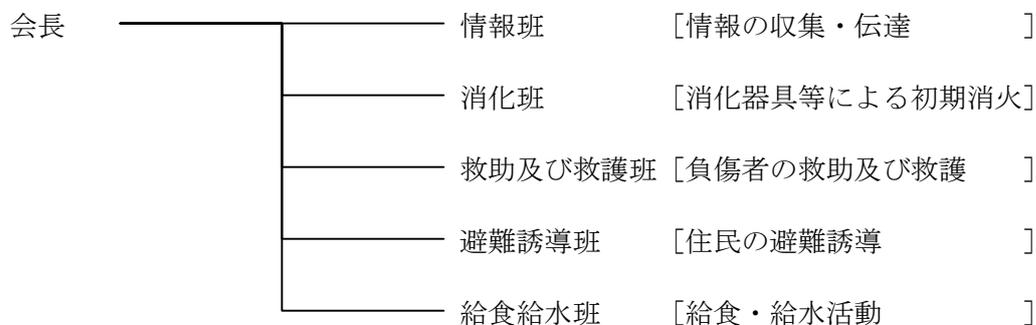
## 第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当っては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成するものとする。

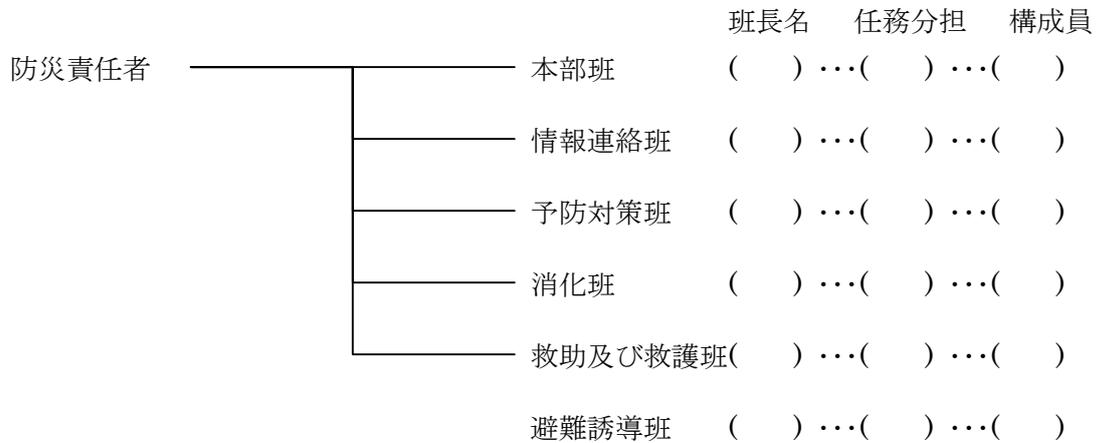
### 1 組織編成上の留意点

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 地域内に事業所がある場合には、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織として積極的に位置付けを図る。
- (3) 自主防災組織は、防災活動実施のための基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。
- (4) 市は、自主防災組織の中心となるリーダーを育成するための研修会を開催する。

### 2 行政区における編成例



### 3 事業所における編成例



## 第3 自主防災組織の活動

### 1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

### 2 日常の自主防災活動

- (1) 防災知識の普及等

万一の地震発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会等を活用して地震に対する正しい知識の普及に努める。なお、民生委員との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の確認にも努めるものとする。

- (2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種

訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。そのため、自主防災組織が主体となり、市及び消防本部(消防署、各分署)等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

① 地震災害情報の収集伝達訓練

地震災害時における市や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

② 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な技術及び知識を習得する。

③ 救出、応急手当の実施訓練

大規模な地震発生時においては、多くの家屋が倒壊することが想定され、倒壊家屋の下敷きとなった人の早期救出が重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器(AED)の操作方法等について習熟に努める。

また、負傷者に対しては、消防機関が到着するまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であり、そのため消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに応急処置方法の習得に努める。

④ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

⑤ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、災害時要援護者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

⑥ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、市町村との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

市は、自主防災組織が災害発生時に迅速かつ適切な活動を行うために必要な防災資機材の整備に努めるよう指導するとともに、自主防災組織は、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

## 第4 事業所等の自主防災体制の強化

### 1 防火管理体制の強化

- (1) 多数の人が利用する事業所においては、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備等を実施するよう指導し、出火防止、初期消火体制の強化等に努めるものとする。
- (2) 複数の用途が存在し、管理権限が分かれている、いわゆる雑居ビル等については、発災時に事業所の自衛消防組織を中心とした防災体制がとれるよう指導するものとする。

### 2 自衛消防隊の設置

一定規模以上の事業所においては、消防資機材を装備した自衛消防隊の設置及び隊員に対し講習、訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図るものとする。

### 3 地域との連携

事業所周辺地域の市民、自主防災組織、社会福祉施設等と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努めるものとする。

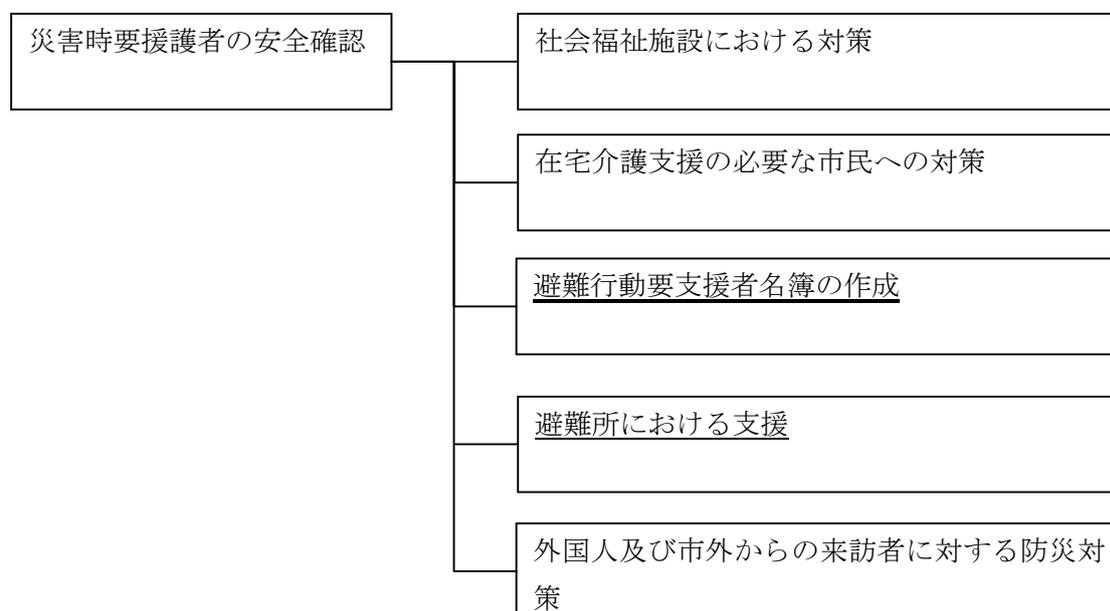
## 第4節 災害時要援護者の安全確保

担当	各区地域振興課（G）、健康福祉部、各区健康福祉課（G）、その他関係機関
----	-------------------------------------

### ○基本方針

災害時において、高齢者、障がい者、傷病者、障がい者(児)、外国人等いわゆる「災害時要援護者」が災害の発生において、犠牲になる場合が多くなっている。こうした状況を踏まえ、災害時要援護者の安全確保を積極的に推進するものとする。

### ○施策の展開



## 第1 社会福祉施設における対策

### 1 施設等の整備、安全点検

社会福祉施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や附属設備及び危険物施設等を常時点検するものとする。特に火気の取り扱いについては、日頃より安全点検を行うものとする。

また、必要に応じて施設の耐震化を図るなど、施設そのものの安全性の向上を図るものとする。

## 2 組織体制の整備

### (1) 防災計画の作成

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ職員を中心とした防災組織を整備し、役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にした防災計画を作成するものとする。

### (2) 組織体制の留意点

- ① 夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。
- ② 管理者は、市との連携を図り、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。

## 3 緊急連絡体制の整備

### (1) 防災関係機関への連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生時に備え、防災関係機関への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

### (2) 緊急連絡先の整備

災害発生時には、保護者または家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。

## 4 防災教育・防災訓練の実施

### (1) 防災教育の実施

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

### (2) 防災訓練の実施

施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動が取れるよう各々の施設の構造、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

### (3) 防災教育・防災訓練の留意点

- ① 自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

- ② 職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態(パニック)、感情の麻痺、無力感等の症状(心的外傷後ストレス障害)の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

## 第2 在宅の災害時要援護者への対策

### 1 災害時要援護者避難支援計画の作成

市は、災害発生時に在宅の災害時要援護者を安全に避難させるため、災害時要援護者避難支援計画を策定する。さらに、災害時要援護者の名簿を整備するとともに、避難支援計画(個別計画)の策定を積極的に行う。

避難支援計画(個別計画)の策定に当たっては、本人の同意を得ることを前提に、市が定める個人情報保護条例の規定に留意しながら、援護者となる行政区や自主防災組織等とも連携しながら策定を進めるものとする。

### 2 支援体制の整備

#### (1) 災害時要援護者の把握

市は、災害発生時に災害時要援護者の安全を確保し、適切に避難誘導するため、民生委員等の協力を得ながら、平常時から要援護者を把握しておくなど、避難誘導体制の整備に努めるものとする。特に発災初期においては、市及び防災関係機関の対応が著しく制限されることから、民生委員等と連携を図りながら、行政区、自主防災組織等において災害時要援護者の所在をあらかじめ把握しておき、発災時には、地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

#### (2) 避難用器具等の整備

市は、災害時要援護者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

### 3 情報伝達体制の整備

市は、要援護者等の安全を確保するため、災害時の通報システム等による情報伝達体制の整備に努める。また、在宅要援護者の安全性を高めるため、自動消火器、火災警報機等の設置などに必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

### 4 防災知識の普及・啓発

市は、災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布すると

もに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

(1) 対象者及びその家族に対する指導

- ① 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ② 災害時には近隣の協力が得られるよう、日常的に努力すること。
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

(2) 地域住民に対する指導

- ① 自主防災組織等は、地域在住の要援護者の把握に努め、その支援体制を平常時から整備すること。
- ② 災害時には要援護者の安全確保に協力すること。
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は、要援護者やその家族が参加するよう働きかけること。

### 第3 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、市は、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)」に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方(全体計画)を整理し、本計画に重要事項を定める。

#### 1 避難支援等関係者の決定

全体計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画する。そのため、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、行政区、福祉事業者、自主防災組織に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要がある。

#### 2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。(災害対策基本法第49条の10 第1項)

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、

又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報については、県その他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

(3) 避難行動要支援者の範囲

市は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を下記に設定する。

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる
- ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる

**【自ら避難することが困難な者(避難行動要支援者)】**

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で市長が必要と認めた者

### 3 名簿の管理

#### (1) 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

#### (2) 名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

### 4 名簿情報の提供及び漏えい防止

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明したうえで、意思確認を行うものとする。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずるよう指導する。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- (2) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (4) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- (7) 名簿情報の取扱状況を報告させること

- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

## 5 避難のための情報伝達

### (1) 避難準備情報等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準(具体的な考え方)を適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ① 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- ② 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ③ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

### (2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線(戸別受信機)や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急情報等メールサービスなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

#### 【情報伝達の例】

- ① 聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信・聴覚障がい者用情報受信装置
- ② 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ③ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ④ その他：メーリングリスト等による送信
- ⑤ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを通じた情報提供

## 6 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することとする。

## 第4 避難所における災害時要援護者支援

### 1 避難所における物理的障壁の除去(ユニバーサルデザイン化)

市が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、ユニバーサルデザイン化されていない避難所に災害時要援護者が避難した場合は、多目的トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めておくものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要援護者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

### 2 福祉避難所の指定

市は、老人福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設、避難所での生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

## 第5 外国人及び市外からの来訪者に対する防災対策

### 1 外国人に対する対策

- (1) 外国語による広報の充実
- (2) 避難施設、避難標識等の災害に関する表示版の外国語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人等に対する窓口の設置

### 2 来訪者等に対する対策

特別の場合を除き、原則的に一般市民と同様の扱いとする。

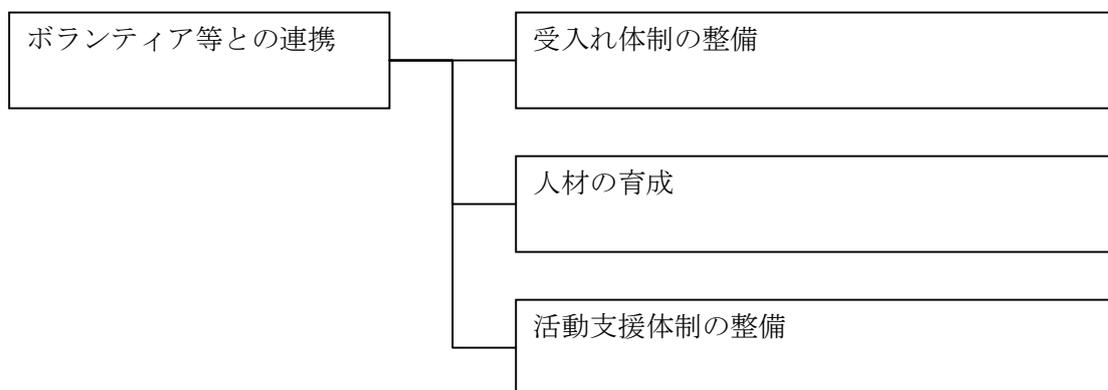
## 第5節 ボランティア等との連携

担当	健康福祉部、各区健康福祉課（G）、その他関係機関
----	--------------------------

### ○基本方針

県、日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、南相馬市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

### ○施策の展開



## 第1 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関と連携を図り、受入れ体制の整備に努める。

### 1 ボランティア団体等の把握

市は、南相馬市社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部などと連携を図りながら、ボランティア団体等の把握に努めるものとする。

### 2 ボランティア受入れ窓口の整備

災害発生時に個人のボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から、南相馬市社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携を取りながら、予めコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。なお、自発性に基づくボランティアの特性を踏まえ、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

### 3 ボランティア保険

市、社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

また、市は、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の助成について検討する。

## 第2 人材の育成

ボランティア活動を行う人材を育成するため、ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する市民の意識の高揚を図る。

### 1 ボランティアコーディネーター等の養成

福島県、日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、南相馬市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

### 2 意識の啓発

防災とボランティアの日(1月17日)及び防災とボランティア週間(1月15日から21日まで)の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する市民意識の啓発を図る。

ボランティア団体が防災訓練に積極的に参加するよう積極的に働きかける。

## 第3 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。